

平成 30 年 9 月 7 日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成30年決算審査特別委員会第1日目

平成30年9月7日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課長補佐	沼澤 一 征
副町長 庄 司 雅 人	総務課長補佐	佐藤 仁
総務課長 伊藤 幸 一	まちづくり課長補佐	曾根田 健
まちづくり課長 小野 芳 喜	まちづくり課係長	沼澤 友 幸
健康福祉課長 叶内 範 夫	住民税務課長補佐	大場 正 江
住民税務課長 須貝 孝 子	住民税務課長補佐	大場 君 博
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課長補佐	沼澤 伸 一
農業振興課長 伊藤 誠 宏	健康福祉課長補佐	高橋 真 澄
会計管理者 相馬 昇	健康福祉課長補佐	森 祐 子
危機管理室長 伊藤 茂 樹	健康福祉課主査	東村 貴 恵
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	農業振興課長補佐	斎藤 雅 博
教 育 長 齊藤 涉	地域整備課長補佐	伊藤 秀 樹
教 育 課 長 八 歙 照 光	地域整備課長補佐	伊藤 英 一
農業委員会事務局長 伊藤 誠 宏	地域整備課長補佐	相馬 広 志
代表監査委員 渡邊 敬 子	教育課長補佐	鍛冶 紀 邦
監査事務局長 斉藤 洋 一	教育課長補佐	沼澤 豊 通
選挙管理委員会書記長 伊藤 幸 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第5号 平成29年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 財産に関する調書の審査

午前10時01分 開会

委員長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しています。

ただいまから、平成29年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会します。

審査方法について、お諮りします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算から認定第認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いいたします。

(挙手あり)

総務課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いいたします。質問ありませんか。

1番 18、19ページ、1款のゴルフの利用交付金で、当初予算から100万円ほどふえております。ゴルフ場利用税交付金ということですが、この計算方法を教えてください。

総務課長 これにつきましては、町内ゴルフ場、県民ゴルフ場があるわけですが、その県税分の10分の7を町に交付されるというような内容です。

1番 ゴルフに行った方の人数等は関係ないのですか。

総務課長 昨年度の県民ゴルフ場の利用者が過去最高で3万人を超えたというふうなことでの増

でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 では、36ページ、37ページの寄附金、一般寄附金のふるさと応援基金10億800万何がしかの収入がありますけれども、大変いい結果だと思えますが、これは返礼品率何%の返礼品率の中で達成された10億円なのか、そこら辺のところを質問いたします。

総務課長 返礼品につきましては、その返礼品にもよりますので、主に米が多いというふうなことで、大体精米しての1俵、60キロというふうなことで、購入価格とか、そういったものを含めますと、大体5割を若干超えるぐらいかなというふうには、米の分についてはそういうふうになっておりますけれども、そのほか肉とか、その他の返礼品があるわけですけれども、そちらのほうはもっと安い割合で返礼して、返礼額になっているというふうになります。

7番 米が町では有名というか、まずいい成績なわけですけれども、総務省が30%というガイドラインをつくる、つくったか、つくる予定で、それ以上の返礼品になると、もうふるさと納税の趣旨とは反するというような見解を示してきているわけですけれども、そういったものに対しての対応等は今後とり、そしてそうなった場合に、この10億円というのは維持できるのかなと私感じているのですけれども、そこら辺の見通しについてどういうふうに思っているのか、質問いたします。

まちづくり課長 返礼品の割合が3割というふうなことで、改めて国会のほうでもこれから審議される予定というふうなことで報道もなされていると思います。返礼割合がこのように指示されるというふうなことがあれば、寄附の額等が、また件数等も減るのではないかなというふうに予想されるところでございます。

7番 寄附額が減る見込みだということでしょうけれども、PR等を充実してなるべく減らさないようにはしていただきたいなというふうに思うところです。

また、もう一つ、これを取り仕切る事務所の問題です。団体の問題が少し今クローズアップ、うちの町の議会の中ではされているわけですけれども、そこら辺の事務所というか、団体の整理等については、きちんとした形でその製品が管理できるようになっているのでしょうか。わかりますかね、言っている意味が。わからないですか。

総務課長 これにつきましては、昨年会社が変わったというふうな経過もありまして、その辺、町としても譲与金とかありますので、その確認をしながら契約については注意してやっておりますので、その辺は十分需要に応じた内容でのその契約というふうな内容になっておりますので、何ら問題はないと思っております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

2番 同じ36ページのふるさと応援基金ので質問させていただきます。今佐藤委員からもご指摘ありましたけれども、新しく会社、このたび、前まではずっと舟形町一本でやってきたわけです

けれども、ことしからなのか去年なのかわかりませんが、大蔵村のほうも手がけたという話も伺っております。その中で、舟形町に拠点を置いていただいているのは大変ありがたいのですが、費用分担の観点からも、他の町村も扱うという場合の費用分担というのはちゃんときちとなされているのか、お聞きします。

総務課長 今舟形にある会社というふうなことでは多分ないと思います。大蔵は大蔵でというふうなことで会社になっていると思います。それで、舟形町は舟形町のそのふるさと納税関係の業務を担う会社というふうなことでなっております。ですので、大蔵さんと一緒に財布があつてみたい、そういうふうなニュアンスではなくそれぞれというふうな格好での運用の仕方になっているようです。

2番 私の認識の違いなのか、大蔵のほうもやっているという話は、別にやったからどうのこうのということではなくて、やはりよりよいふるさとづくり応援基金も、舟形町だけでなく、まずやっていくという観点なのでしょうから、そのことに対しては何ら差し支えはないと思います。ただ、費用的に舟形に在住して舟形からの応援基金のほうから費用を充当しているわけですから、その辺、もしそういうふうなところでやっているとするなら、やはりその土地代、いろんな面、あそこの借入れの経費がかかっているわけですから、その辺のほうをもう少し、どうなっているのかちょっとわかりませんが、これから調べていただいて適切に対処していただきたいと思えます。

総務課長 町のほうから報酬として会社にお支払いしている金というのは、いわゆるその業務に対する報酬と、あともう一つは、町のほうで寄附をいただいて、その分の半分といいますか、返礼分のポイントとしてというか、の金額をその会社にお渡しして、それでそれをもって返礼品をしているというふうな格好になるわけですが、その辺の町がその譲与金としてお渡ししてある分の確認等については、常時確認はさせていただきます。

先ほど2番委員がその会社の土地とか、そのいろいろな借地料とかというふうなお話がありましたけれども、そこはその会社の、そこで営業するための経費でございますので、その辺に町が言及するというふうなことではないのかなというふうには思います。

それと、あとその会社的には、昨年議員の皆様方にもご説明申し上げましたように、向こうから申し出がありましたのは、大きい会社があつて、そこで舟形町の会社、それでいろんな自治体を扱う会社というふうなことで考えているというふうな申し出がございました。でも、まずは今、それまでもかかわっている会社でございましたので、そこを舟形町の分がちゃんと担保されているかどうか確認した上で、例えば大蔵さんとか、そっちのほうにやっていただきたいというふうなことで、ちょっと若干会社のほうからすれば足踏み状態になったのかもしれませんが、その辺は町としてしっかり確認をさせていただいて今の状況があるというふうにご確認させていただきます。

2番 ぜひまずこのふるさと納税を、これだけの金額が、納税していただいた第一人者であることは変わりはないわけですから、これからも、まして3割、これから法整備、間違いなくなるという報道もなされておりますので、今年度はかなり厳しいお金になるのかなという認識の中でも、精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありますか。

6番 ちょっと今との関係で確認をさせてください。課長の答弁にもありましたが、前回まちづくり公社ですか、そちらのほうからそういう仕組みで大蔵と舟形を一緒にした考え方のふるさと納税をやりたいということを持ちかけられて、舟形では断ったわけですね。断ったというか、これじゃあだめですよということで。それはそこではっきりと舟形と僕らは分けるんだよということで結論といいますか、そういう話し合いが終わったのですか、その段階で。終わったのですか。それをもう1回確認します。

総務課長 昨年のごことでして、今6番委員さんがおっしゃるとおり、商工会にお願いをして、商工会のほうでそういう会社をつくって、それと町は今はやってきました。その途中でその会社が大蔵とも同じようなことをやりたいというふうな話になりましたので、先ほど申し上げましたように、町で譲与金も預けているというふうな経過もあるので、そういうことをちゃんと担保された上で、そちらのほうに大蔵さんというふうになればいいのですけれども、その担保が町としてとれないので、今すぐそれはちょっと待ってくださいというふうなことでとめた経緯があって、議員の皆さんにご相談を申し上げて、その上で町としては今までどおりの会社をあって、そこもう一度今までどおりのやり方を、契約をしていきたいというふうに申し上げて、ただその際、大蔵さんとする、それで舟形町として従来どおりするという場合の、その譲与金がきちんと担保されているかどうかの検査なり、こちらのほうでの確認はさせていただいたというふうなことです。

6番 そうしますと、一旦持ちかけられて、それはお断りをして白紙になったのだけれども、向こうの会社としては、今までどおり舟形とやりますけれども、大蔵ともやりますよということで、こっちとはその譲与金の担保をとって、いいですよという話で今進んでいるわけなのですか。

総務課長 町との公社をつくって、そもそもその会社がこれから新しい事業の展開をするというふうな思惑もあって、それはその会社として今つくってあって、ただ、町としてはその会社とはできない、今までどおりの会社をつくってください、そこでいわゆる譲与金のお話になりますけれども、その確認をした上で再度契約をさせていただきますというふうなことで進めた経緯です。

6番 そういうことで契約を進めたということは、今はもとの会社ということで、舟形とその会社は契約を結んでいるということで、会社が舟形と大蔵の仕事をするのはそっちの勝手であって、2番委員が心配しているのは、1つの会社で舟形と大蔵の仕事をやっているの、一緒にごちゃごちゃになっちゃって、何ていいますか、持ち分といいますか、さまざまなその返礼品の関係と

か、そういうのがかかわりが、はっきり言って舟形のほうがふるさと納税額が大きいですから、その分に影響はないのかというあたりも心配しているかと思うんですよ。そのあたりをしっかりとしたその契約の内容とといいますか、舟形は前の、当初の会社との契約だけで、そっちの新しい構想のその会社とは何も関係ないんだよと、それをはっきり言っていただければ、2番委員も納得するんじゃないですか。

総務課長 はい、大変失礼しました。今6番委員のおっしゃるとおり、別々の契約になっておりますので、そこは一緒というふうな運営の仕方ではないというふうにご認識いただければと思います。

委員長 ほかにございませんか。

6番 それでは、16ページ、17ページの町税の関係です。昨日の代表監査委員の監査意見書の指摘にもございましたが、収入未済額の関係です。年度年度減ってはございますが、特に目立つのは、この例えば固定資産税の滞納繰り越し分の収入率です。15.17%、昨年度よりは若干好転はしてございますが、監査委員のお話にもありましたが、職員の方の努力は認めるということでございますが、この数字を見た上で、今後どのような具体的な対策を講ずるのかお伺いします。

住民税務課長 今の質問にお答えします。

収納率、全体的には昨年より上がっている状態にあります。収入未済額につきましては、収納対策といたしまして、今徴税嘱託員の採用ということで、今年度で4年目になりますけれども、その方に対して住民税の申告相談だったり、分納により納付をしている義務者に遅延があった場合に、途切れなく連絡をしたりして対応いたしております。

また、昨年度につきましては、差し押さえも実施しております。合計しまして58万6,800円ということで差し押さえも実施しております。

また、収納率アップということで、県の総合市町税務課との滞納の検討会を開催いたしまして、県との情報交換をしたりして、収納率アップというか、収入未済額の減のためにとということで努力しているところでございます。

6番 大変ご苦労さまでございます。特にこの固定資産税だけちょっと言及させてください。滞納繰り越しで400ちょっとございますが、この先は、法人ですから、何社ぐらいあるのですか。

住民税務課長 手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

6番 済みません、今ちょっと法人税と勘違いしました。固定資産税ですので、法人とは限らないと思いますけれども、後ほどよろしくお願いをしたいと思います。

今、課長のお話でさまざまな対策を講じているようですが、今ちょっと言葉に出ました、差し押さえをしたということでございますが、差し押さえをしたその後の処理はどういうふうになりましたか。

住民税務課長 差し押さえの実施ということでしたのですけれども、具体的には農業の補助金と

ということで1件、預金に関しまして3件、所得税の還付金があった人がいたのですけれども、その還付金の差し押さえが12件ということで、全て滞納繰り越し分のほうに充てております。

委員長 ほかにありませんか。

7番 では、34ページの不動産売払収入、35ページに495万6,000円の収入済み額があるわけですが、その物件数と場所について、何件、どこのものか、質問いたします。

総務課長 これにつきましては、ひだまり分譲の1件と、あと内山分譲地1件ということで、計2件でございます。

7番 土地が売れるということは、そこに住みたいという人がいるというあかしなので、非常によろしいことだと思います。また、後で出てきますけれども、町営住宅管理事業の中でも、町が管理している住宅というものが、団地とか定住促進住宅とか、ほとんど満床になっているわけですが、今後なのですけれども、舟形町が所有している、そういう一軒家とかそういった、土地はもちろん、こういう、どんどん売っていってもらって構わないと思うのですけれども、そういう一軒家とかをやはり、もう長く住んでくださる方に売って、そこにもう定住してもらおうという、そういうような考え方がいいんじゃないかなというように思うのですけれども、そういったところにそんなものを売って収入にしていくというような、そういうような考えは全くないものでしょうか。

総務課長 今、定住住宅とか戸建ての住宅の需要も大変ありまして、やっているわけですが、将来的にはそういったことも検討しながら対応していきたいというふうに考えております。

7番 検討していただく、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。せっかくそこに住んでいただいた、町営住宅に住んで、一戸建てです、いただいた方がようやく町内会になれてくださって、回し物もしてくださる、会議にも出てくれるという若い世帯が、やはり何かのきっかけで、町の方針とかの何かのきっかけで出られてしまうと、町内もやはり困ってしまうというか、せっかくの若い方が出ていってしまうというのは非常に残念なことでもありますし、やはり長く定住してくださるような、そういう雰囲気の方々がいるのだったら、もうそこを売るというようなぜひ考えでやってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務課長 担当課のほうと、上司と検討していきたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。

6番 ついでに同じページです。今の16款の上ですね、財産貸付収入、ここにも歳入未済額がございません。8万8,000円、土地建物貸付収入、この内容についてお伺ひません。

総務課長 大変これはゆゆしきことなのですけれども、本町にあります自販機に置いてある分の貸し付けというふうなことでの収入でございません。本来であれば年度内に徴収するというふうなことで再三電話もし、5月、出納閉鎖の5月末にもしたのですけれども、納入されたというふう

なことで確認しておったのですけれども、金融機関から翌日に、金融機関のほうに振り込みになって、振り込み歳入受けが6月1日になったというようなことで、ここに8万8,680円が計上となったというふうな経過でございます。

6番 出納閉鎖のその期日で残ってしまった話ですが、最初、課長、自販機って言ったんだっけ。自動販売機。場所はどこ。その土地というのは町の土地。

総務課長 第2庁舎の前にあるバス停のところにあります自販機でございます。

6番 場所はわかりました。あの土地は町のものだけれども、そこに自動販売機を置いているので、その置いている業者から金を取るという話ですか。これは出納閉鎖ぎりぎりになったということで再三催促をしたということですが、これはどれくらいの期間のこの8万8,000円なのか。

総務課長 年間でございます。1年間。

委員長 ほかにございませんか。

6番 済みません、24ページ、25ページです。13の2の2衛生手数料、右のほうに一般廃棄物処理手数料、ごみ袋の売り払いの手数料かと思いますが、752万4,000円入ってございますが、昨年度、28年、27年と比べますと、100万円ぐらいずつぐっと減ってございます。きのうのまたあれですけれども、代表監査委員の話にもございました、ごみの減量化という話で、この袋の代金だけ見れば100万円ほど減っておるのですが、きのうの監査委員検証ではごみが減っていないということです。これはちょっと言い方を変えれば、人口が減ってきているからかなとは思いますが、その後はどういうふうに分けて分析してございますか。

危機管理室長 昨年までのごみの販売に係る手数料のほうなのですけれども、29年6月30日までにつきましては、販売店のほうに手数料を別途支払いしていたようです。29年7月1日から手数料から差し引かまして販売店のほうへ手数料を支払っているということで、28年度に比べ100万円ほど収入のほう下がっている状況にあります。

6番 そうすると、このごみ袋を販売している数量的なものは変わらなくて、その手数料の配分によって、この100万円ほど違ってきているという話なのですか。ちょっとよく理解できなかったの。

委員長 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

委員長 再開します。

6番 何か資料をもって前に説明したという経過があるという話でして、ちょっと私だけ認識不足で大変失礼しました。これで終わります。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、また34ページ、先ほどの売払収入の下の物品売払収入、ちょっと細かい数字ではありますが、この内容について、2件あるようですけれども、どういったものを売っているのか、質問いたします。

総務課長 管内図売払収入につきましては、町の管内図というふうなことで、そのままです。ちょっと件数については今把握、手持ちないのでお答えできませんけれども、あとは物品売り払いにつきましては、縄文の女神のピンバッジとか、あとブローチ、あとは書籍関係あるのですが、縄文のふるさとの四季の味とか、ふるさとのあゆみという写真集あります、あとふるさと歴史散歩とか、そういった書簡、町で製版しているものの物販の収入でございます。

7番 まず、管内図について再質問しますけれども、字切り図とかいっぱいありますよね。そういったものの類いではなくて管内図というものが、どういう人に手渡ったのかなというところが今回の質問の要旨なのですけれども、そんなに簡単に売れるようなものなのかなというか、どういう類いのものの管内図なのかなと。そういうところを知りたいわけですが、わかるのであれば、こういった類いのその管内図なのか、質問いたします。

総務課長 行政界の管内図につきましては、5万分の1が一番小さいやつで、あと舟形行政界の地図でございます。ただ、販売するとき用途についての申し出とか、そういったことはとってございませんので、要望があれば販売をしているというふうなことです。

7番 私が一番心配、これを聞いてさっと、ちょっと心配するのは、外国人による土地の買い占めとか、そういったものに利用される可能性はないのかなということで、そういう管内図とかの詳細なものを、こういった目的に使われるのかもわからずに売っていいものなのかなというところがちょっと疑問に思ったところなのです。そういうところをしっかりと用途とかを確認するとか、売れるものだから売っているのしょうから、そういうものなのかどうか、そこら辺のところをちょっと詳しく教えてもらいたいということなのです。

委員長 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

委員長 再開します。

総務課長 管内図の販売については、ゼンリンとか、そういったところで地図が販売されておりますので、そういったところでは問題ないのですけれども、いろいろと農林関係とか、そういった規制の網かけされている場所とか、そういう規制のかかる部分についての許可申請というか、事前の申し出というのはそれぞれの担当課のほうでありますので、その辺、地図を売る、ここでは販売については行政界のそういった規制の何もない中での、民間で売っていらっしゃるやつの

町版の地図は販売しているというふうなことで、あとは規制の関係についてのことについては担当課のほうから答弁させます。

農業振興課長 規制につきまして、私のほうから説明させていただきます。

農地関係についてはご承知のとおり、農業委員会等々かかりますので、それはまずなっています。ただ、先ほど7番委員おっしゃった外国人の買い占めということで、数年前、10年以上前だと思えるのですけれども、そこはやはり国内でいろいろ問題がありまして、その後、森林法の改正によりまして、2ヘクタールを超える売買については届け出が義務にされております。そこで届け出の際のチェックということでなっておりますので、その管内図からの売買というのは考えにくいのかなと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

2番 同じページの16款1項1目、ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、新雪国環境住宅土地貸付収入とありますけれども、この内容をお聞かせください。

まちづくり課長 堀内の洲崎地区にある一戸建ての住宅の土地貸付収入でございます。

2番 堀内にある戸建ての住宅の貸し付け、そこだけがこのエコ対策になっているということで、認識で。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

7番 では、40ページの雑入で、41ページの真ん中ぐらいですかね、地域おこし協力隊各種手当等納付金ということで10万8,000円ほどあります。これはどういったものの料金ということでもらっているのか、質問いたします。

まちづくり課長 ご質問の地域おこし協力隊各種手当等納付金でございますけれども、小国川漁協のほうに協力隊のほうで1名勤務しているわけですが、時間帯によって、業務によって、鮎の放流であったりとか、時間外に作業を手伝っているというふうな場合もございますので、時間外手当が発生した場合に漁協のほうから納付金としていただいているものでございます。以上です。

7番 漁協からもらうという考え方は、地域おこし協力隊員の人件費は町が支払っているわけなので、その方が時間外に仕事をする場合には、要するに時間外に仕事をする場合には、要するに時間外仕事をするということ想定していないということの意味で、その分に関しては漁協が払ってくださいよということなのか、そういう考え方でよろしいのか、ちょっと質問いたします。

まちづくり課長 委員お見込みのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

3番 同じページでございます。雑入のほうで、若鮎まつりご祝儀ほか4万4,000円というふうになっておりますけれども、これは前年度71万円ぐらいの収入があったと思うのですけれども、大幅に減っておりますけれども、これはどうしてでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 再開します。

総務課長 若鮎まつりのご祝儀につきましては、町でご招待した方々のご祝儀の分と、あともう一つは、若鮎まつりの実行委員会のほうで年度末に精算された分、28年度分の精算額がありまして、その分を入れたというふうな、にも入っているというふうなことです。金額につきましては68万3,306円でございます。

3番 そうすると、28年度の収入は、精算分をそのままご祝儀として入れたと、こういうふうなことですか。

総務課長 ご祝儀ほかの「ほか」の部分でご理解いただければと思います。

委員長 もっと理解するように教えてください。

総務課長 どうも済みません、今申し上げた金額六十何万何がしについては、前年度の鮎まつりの精算です。実績に応じて精算、余った分でそれを入れたというふうなことで、ご祝儀ほかという部分の「ほか」の部分のことが六十何万何がしでございます。ご祝儀につきましては、3万3,000円というふうになってございます。合わせまして71万円というふうな計上の仕方でございます。

委員長 ほかにありますか。

7番 では、ページは同じなので、雑入で、その5つ上の新市町村振興宝くじ交付金400万円ほどありますけれども、ここに、ちょっと何年前からか記憶していませんけれども、「新」がついております。新市町村振興宝くじということで、この何が新しく、我々の町内会でもこの交付金を使ってみこし等を直した経過があったものですから、何が新しく制度として変わって、この400万円というのがどこから入ってきたのか、出どころはわかりますけれども、どういう制度なのか、質問いたします。

財政係長 この新市町村振興宝くじ交付金についてですけれども、2つの宝くじの収益金が交付金として参っておるところです。1つが、サマージャンボ宝くじというふうなことで240万円ほど、それからオータムジャンボ宝くじというふうなことで158万円ほどが入ってきていて、この金額になるわけなのですけれども、「新」というふうなことがついている部分については、以前、たしか私の記憶では、オータムジャンボというのはなかなかなかったというふうなことを記憶しております。その部分が追加されたというふうなことで、「新」というふうに表示をさせていただいて久しいというふうに理解しております。以上です。

7番 じゃあサマージャンボにオータムがついたのではないかと、そこら辺の返答だという

ふうに思いますので、間違いがなければそれでいいと思います。間違っていたら後で教えてもらえればいいというぐらいの再質問で終わらせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

1番 16ページの1の4の1、町のたばこ税でございます。当初予算と予算現額で収入済額とありますけれども、収入済額が100万円ほどふえております。町にとっては大変いいことだとは思いますが、税収で。ただ、きのう監査委員の意見書の中にもありました、受動喫煙とかいろいろ、たばこに関しての問題等々あります。それで、これに関して町のほうでは今後どういうふうな考えを持っていくのかなというふうなことをお聞きします。

委員長 1番委員に伺います。町の役所の中で、それとも行政の全体の町民も含めた中で。

1番 全町を含めてでございます。ただ、監査委員のきのうの意見書の中は、一応庁舎内もというようにもありますけれども、これに関してはこの健康のそっちの係にも影響してくると思うのですけれども、税収はいいのですけれども、今近年、その禁煙とか、第三者に及ぼす、その煙の影響とかというので非常に問題視されている中で、町として取り組みとして、税収を重視するのか、健康を重視していくのか、ちょっとそこら辺、今後どういうふうな取り組みをしていくのかなと、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 お答えします。

受動喫煙対策については、たばこを吸うという嗜好の問題を超えて、国民全体の健康の問題です。監査委員の方からもありましたように、経済的損失はその産業、いわゆるたばこを売ったり買ったりする経済的なプラスの面の倍というふうな統計数値もございます。本町におきましては、これから庁舎内の全面禁煙等を含めまして、受動喫煙防止対策は大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。

ただ、一面、税収ということもございますので、それは入ってくるものはいただくと、そういうふうなスタンスでこれからいきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

10番 1点だけ確認をしたいと思います。22ページ、23ページの農林水産業使用料ですけれども、ここに環境改善センターと温泉のテニスコート使用料とあります。あそこ、温泉の下のグラウンドは、使用料というのは発生しなかったのでしょうか。それとも利用がなかったのか、お伺いします。

まちづくり課長 温泉テニスコート使用料でございますけれども、この内訳でございますが、テニスコートの使用料としまして16万1,600円、この照明料として5万7,600円、さらにグラウンドの使用料として3万700円というふうなことの内訳でございます。以上です。

10番 じゃあこの中にグラウンドも入っているということですか。（「はい」の声あり）

委員長 ほかにございませんか。

8番 先ほどの1番委員のたばこ税について、ちょっと関連するのですが、健康福祉課長の答弁だと、税金も欲しい、庁舎内は禁煙するのだけれども、町民に対する、体に害があるのだからたばこをやめてくださいというようなことを出すのか、今税金も欲しい、何も欲しいじゃなくて、早く言えば、禁煙を進めていって体のことを考えて、そうした場合にこの税収が減るわけです。庁舎の、役場の考えとしては、この税金が減っても禁煙にしていくのか。そして、たばこ税のその2,000万円の金は、例えばどこからか別のものを使ってでも体、健康のことを考えて禁煙を進めていくというような答弁を聞いたかったわけです。そこら辺をちょっともう1回。

委員長 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

委員長 再開します。

健康福祉課長 健康対策と税収というふうなことで、裏腹なことになっているかと思うのですが、町としましては健康づくりということで受動喫煙防止対策のほうはこれから進めていきたいと思っております。その結果として税収が少なくなっても、それはしょうがないものだと考えております。

今税収、たばこ税の伸びている背景としましては、ファミリーマートができて、町内でたばこを買う方がふえている関係で税収は伸びていると分析しております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

5番 内容とかじゃなくて、ちょっと教えていただきたいのでした。40ページの、41ページのほうに行きまして、機構集積協力金過年度分返還金70万円とありますが、この内容についてちょっと勉強したいので教えていただきたいということです。

委員長 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

委員長 再開します。

農業振興課長 済みません、この機構集積協力金の過年度分返還金なのですけれども、離農給付金をいただいた方が、離農給付金をもらって10年間の分と、これをもらっているのですけれども、その中でお亡くなりになった、亡くなった分を、亡くなったものですから、その分を返還するというので、お1人の方の分が雑入ということでこれに入れております。

5番 10年間の中で該当しなくなったから、農家の方々から返還していただいたということの収入ということだな。過年度分返還金、今の説明だと、そういう理解をしましたけれども。

総務課総括補佐 今の質問にお答えします。

離農給付金、昔でいう離農給付金なのですからけれども、2ヘクタール以上を10年間、認定農家等に貸すということで、70万円いただいたものなのですからけれども、亡くなったことによりまして、売買で売ってしまったということで、10年間貸すという条件に外れたために、さかのぼって返還したということとなります。

5番 済みません、これを支払ったのは、その該当しなくなった農家の方が70万円を返した、その収入であるというようなことですね。はい、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員の交代のため暫時休憩いたします。

説明員の方は速やかに交代してください。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、1款議会費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第1款議会費について質疑審査を終結いたします。

第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 審査の途中ですが、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開します。

質疑を受ける前に、先ほどの6番委員の質問に住民税務課長より答えていただきます。

住民税務課長 先ほどの質問の滞納分の人数なのですからけれども、47人ということでよろしくお願いいいたします。

委員長 これより、2款総務費の質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。

7番 それでは、62ページ、2の1の15定住推進事業費、63ページの一番上です、在来工法住宅

建築リフォーム補助金1,361万3,000円、この内容を見ますと、県のリフォーム補助金39件、町のリフォーム補助金33件ありますけれども、この6件、県のリフォーム補助金に対して町が出さなかった件があるというふうにとって見られるわけですが、この県と町のリフォーム補助に関して、この6件のこの違いというのですか、それをまず質問いたします。

地域整備課長 ただいまのご質問にお答えします。

リフォーム補助金については、ご存じのとおり、県から来る補助と町の補助がございます。それぞれ要件がございますので、先ほど言われました6件の違いについては、まずは県の補助金は県内にある業者が施工できるというふうになっております。町の補助金については、町内の業者が施工するというような形になりますので、その6件については町内業者でない方が施工した分でございますので、県の補助金のほうが上回っておるという形になっております。以上でございます。

7番 素人考えですけれども、やはりこうやって県が頑張っていてリフォーム補助金をまず出しているわけだから、まして町に住む方がいるのでこの制度ができていますから、多少そこら辺のところは、何ですか、大目に見ると言ったらあれですけれども、少しやはり規制を緩和して県が出すものについては町も出して、これは住んでもらう、舟形に住んでもらいたいという方がいるあかしなわけだから、やはりこの6件の差というのをなくして、県が出すものには町も出すというスタンスで、住んでもらう方に喜んでもらうという、そういう政策はとれないものかなというように思うのですが、いかがでしょうか。

地域整備課長 要綱の緩和になることかなと思われませんが、これから上司とも相談しまして、町の補助制度、要は町外の業者も施工してもいいという形になるわけなのですが、そこら辺は上司と相談しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

6番 52ページ、53ページの2の1の6まちづくり推進費で右のほうでございますが、賃金で不用額350万円ほど出てございますが、この350万円はどの事業の不用額なのか、また不用額の発生した要因をお願いします。

まちづくり課長 まちづくり推進事業の賃金の不用額でございますけれども、地域おこし協力隊1名分を当初予定しておりましたけれども、申し込み、採用がなかったというふうなことでの不用額でございます。

6番 それはことし募集をかけて、ことしじゃない、昨年から、募集をかけて応募者がいなかったという理解ですか。

まちづくり課長 応募はございましたけれども、採用に至らなかったということで、不用額になったものでございます。

6番 応募はあったけれどもということは、応募者がいたのだけれども、その審査をする段階で

だめだったという話なのですか。あと、それは、今は3名でしたか、2名か、今その、昨年その不用額で浮いてしまった、その1名分があるわけですけれども、今年度は今どのような形で応募とか、そういうのをやっているのか、あわせて伺います。

まちづくり課長 現在も引き続き募集中というふうな現状でございます。

委員長 ほかにございませんか。

9番 60ページの職員研修費についてお伺いしたいと思います。当初予算で130万円ほどとりながら、補正で40万円減額しておりますけれども、町の職員はここ最近、5名前後ずつ新しい、新規職員を採用しているわけですけれども、この優秀な人材が入ってきて、それを職員研修でますます磨きをかけて、そして優秀な、将来は幹部候補生になるような人材を育成するのが、この研修費の役目だと思っておりますけれども、せっかく当初でとった予算を減額しながら、流しながら、そしてまた不用額20万円とありますけれども、もう少し、幾ら職場で忙しくとも、お互いの仕事を融通を合いながら、若いうちに職員研修を体験させて、優秀な職員に育てていくのが町長の務めだと思っておりますけれども、その辺の見解をよろしくお願いします。

総務課長 不用額が出た件につきましては、当初、株式会社ぎょうせいのほうにいろいろとご相談を申し上げながら無料でやっていただいた研修もでございます。そうした中で、職員研修の充実を図っておりますけれども、新規採用の職員等につきましては、いろんな形で県の、もしくは最上地域の研修も含めてやってございますので、さらに研修の充実を図っていきたいと思っております。

さらに、今回の監査委員の報告の中で、研修に行った人だけにその、もっと研修に行った方のそういう知識をもっと多く共有できるように機会はないのかというようなことで、今現在、職場、それぞれ課で毎朝朝礼を行っております。そういった中で研修の、行ってきた方が発表するというふうなことで、研修内容を共有し、また資質の向上につなげていく機会もと考えているところでございます。

9番 厳しい財政上の中で、当初に職員研修が大事だということで予算を置いたのですけれども、この成果報告書で見ますと、結構多くの方が研修を受けられているような形になっておりますけれども、この研修の内容、もっと深い研修内容の講習会も恐らく全国的な組織でいいますとあると思っておりますけれども、一泊研修なり二泊研修なり、その辺に積極的に参加してこいと、行ってこいという上司の温かい激励やら指導があつてしかるべきだと思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

総務課長 総務課のほうには人事管理というようなことで、中央のほうからも研修の紹介が来ております。そうした情報につきましては、担当課長、各課に周知しながら参加者を募ってはいるのですけれども、やはり日常の業務というようなこともあり、そういう業務調整の中でなかなか時間がとれないというせいもあるのかもしれませんが、できるだけそういう中央での研修につい

でも積極的に参加できるような環境を今後検討してまいりたいというふうに思います。

9番 今の課長の答弁では、業務内容、業務調整、いろんな点で難しいという話がありますけれども、これは上司が自分の部下を本当の気持ちでもって一丁前の人に育てるという考えであれば、少々業務等の負担等はその課全体、また役場職員の全体の中で調整しながら、しっかりと研修会に参加して、優秀な役場職員の人材を育成していただきたいと思います。

総務課長 そのように努めさせていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

3番 52ページ、53ページ、まちづくり推進費ですけれども、備考のほうに、まちづくり推進事業のほうに1、2、3とありますけれども、(3)のほうに、昨年度は報償費が入っていたと思うのです。報償費として連合町内会長報償として14万円というふうになっていたと思うのですが、連合町内会長さんのほうには、この報償というのは支払いになっていないわけですか。

まちづくり課長 決算書53ページの(6)の負担金補助金及び交付金の中に、町内会長の連絡協議会運営費補助金、こちらのほうが11万135円というふうな内容でございますけれども、こちらのほうでの支出のほうに変更になったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3番 この連絡協議会運営費というのは、連合町内会長さんの個人にこれは支払いしている11万円ということですか。

まちづくり課長 個人でなくて連絡協議会、いわゆる組織のほうへの支出になってございます。

3番 そうしますと、昨年度、28年度お支払いしている連合町内会長報酬というのは、これも組織のほうに、個人じゃなく組織のほうに支払った金額と、こういうふうなことでよろしいのですか。

総務課長 28年度の報償費につきましては、ちょっと余り適切ではないという判断をさせていただいて、補助金のほうに移行したことでの今回の補助金に移行したというふうになっているのですが、連合町内会の役員につきましては、町長が委嘱をしている役員ではないというふうなことで、報償費は適さないのではないかと。それで、連合町内会の役員の運営についての会合であったり、その活動に対して補助というふうなことでの組み替えといいますか、補助金という形での運営の仕方に変えたというふうなことで、28年度の報償費は個人ではなく、町長が委嘱をしていないというようなこともあったので、でもそういう自主的な運営について支援するという意味で、補助金のほうに変えたというふうになってございます。

委員長 ほかにございませんか。

7番 では、同じページですので、その補助金の下の地域おこし協力隊、53ページです。下から2番目、モバイルWi-Fiルーター使用料21万1,000円ほど上がっておりますけれども、何台でどのような使用をしているのか、質問いたします。

まちづくり課長 個人のパソコンの中で使うというふうな目的でございます。現在の台数として

は2台で使用しているというふうなことでございます。

7番 個人のパソコンというのはどういう意味なのかちょっとわからないのですが、職員が個人的にパソコンを持ってきて、そこに町が管理するWi-FiのSIMだと思うのですが、それを差し込むという意味、それは何を目的にしている2台なのでしょう。

まちづくり課長 この内容につきましては、自宅に帰ってからもいろいろと情報発信であったりというふうなことで使用するために使っていただいているものでございますので、個人というよりは、この協力隊の業務の中での使用というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

7番 これの使用に関してちょっと引っかかるところが、個人のパソコンだということだというふうに思います。個人が使用するパソコンに町が提供するSIMを入れて、個人がその個人のパソコンを自分の家に持ち帰るといところがちょっとどうなのかなと。つまり町が所有するパソコンに町のSIMを入れて、Wi-Fiを入れて、ある程度自宅で仕事をするのだったらいいと思うのですが、その個人のパソコンにWi-Fiを入れて自宅に持ち帰るといのは、管理の方法としてはいかがなものかなという気がするのですが、その辺のところ、どういうふうに管理しているのか、質問いたします。

まちづくり課長 説明が足らなくておわび申し上げたいというふうに思います。町で貸与しているもので、個人で自宅に持って帰って使っていると。あくまでも町が所有するものを貸与しているというふうなことでございます。申しわけございません。

委員長 ほかにございませんか。

2番 62ページ、63ページ、成果報告書では14ページ、町営バス事業費の中の乗り合いタクシー、4月から新しく始まった事業でありますけれども、今現在、利用者数1,501人とか書かれておりますけれども、これは利用率としては町が想定している成果以上なのか、それとも少ないという認識なのかをお伺いします。

まちづくり課長 成果報告書にある乗り合いタクシーというふうなものについてはデマンドタクシー、西南部地区のみの制度でございますので、現在のものとは違うということでご理解をいただければというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、53ページの先ほどのWi-Fiについて、もう一つ質問いたします。そこで、モバイルWi-Fiについてはまず理解しました。ある程度この時代の流れに即するという意味では、庁舎内にWi-Fiを設置する必要も出てきているのではないかなというふうに感じます。モバイルではなくて、庁舎内のWi-Fiを設置するという検討が今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、そこら辺の検討等、話し合いをした経過などあるのでしょうか。

総務課長 庁舎管理、担当は総務課ですのでお答えさせていただきますが、いろいろ、駅、温泉につきましては、W i - F i というふうなことで検討してきましたけれども、本庁舎内でのW i - F i の検討はまだしてございませんので、今後各課等ともいろいろ協議をしながら検討させていただきたいと思います。

7番 今後検討するということですので、やはりこれもオリンピック時の外国人導入に対して、やはりW i - F i が使えるところが少ないということで、国もいろんな箇所でW i - F i が使えるようにするという方針ですし、そんなにオリンピックに備えて舟形町に来町するという外国人はいないでしょうけれども、やはりそれが1つの時代の流れでもありますし、さきの補正では、私ごとですけれども、議会にもタブレットデジタル化というのが導入し、順次行政のほうにも、執行部のほうにも、そういったタブレット導入というのが検討される時代になるのだろうというふうに思います。先駆けてそういったW i - F i 設備の導入というのをやはり検討し、いち早くそういうのを導入していくという考え方で、総務課長、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

委員長 7番、答弁は。

ほかにございませんか。

1番 60、61ページ、定住推進事業で、次のページの62、63ページになると思います。この中で、婚活推進事業の中で結婚祝い金交付金というのがございます。昨年、結婚祝い金50万円で、29年度が45万円ということで、交付している金額がやや似通った金額になっております。それで、定住推進事業というようなことなので、以前に金額を、例えば30万円とか50万円にしたらどうかというような、ちょっとご提案も差し上げましたところ、金をふやせば結婚する型が多くなるのではないというようなご答弁でございました。

しかしながら、定住促進を推進するのであれば、例えばこの結婚祝い金を10万円でなくて20万円、30万円に上げて、例えば5年間、10年間定住していただいて、その中でお子さんを産んでいただいて、一気にでなくて、例えば5年を継続して交付金をするとかという、そういった考えもありなかなというようなことで、それで今年度でこの祝い金が一応終了するというようなことで、来年度から制度を見直ししてまた交付するというようなことでございますので、今回見直す機会、いい機会なのかなというようなことで、来年度に向けてここら辺の結婚祝い金の交付金に関して、これから増額しても私はいいのかなと思うのですけれども、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ただいまご指摘のとおり、今年度要綱上の終期を迎えるというふうなことでございます。一般質問でもいろいろとご提言をいただいてきたというふうなことでございますので、今後次の制度改正、新たな制度設計に向けて、上司のほうと相談しながらご意見をどのように反映させるのか、十分検討してまいりたいというふうに思います。

1番 上司と相談も確かに必要ですけれども、逆にまちづくり審議委員とか、やはりそういう若い方々がそういうふうな委員の方で組織があるので、ある程度そこら辺に宿題と言うとあれなのですけれども、そういうふうなお話をさせていただくというようなことも1つの手かなというふうに思いますけれども、そこら辺、今後どういうふうに考えていくか、お聞きします。

まちづくり課長 まちづくり審議会への諮問というふうな形というふうにご質問の内容を受けとめたところでございますけれども、町長のほうからそういうふうな案件について審議会のほうで検討してほしいというふうなことであれば、今年度既に諮問している事項もございますので、追加が必要というふうなことであれば、その中で対応していきたいというふうに思いますけれども、まず内部で十分検討をした上で対応していくのがまず第一なのかなというふうに今思っているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

6番 ページ数70、71ページです。2の5の2、一番下でございます。各種統計調査事業でございますが、成果表でさまざまな調査の決算額、トータルで24万9,354円と出ていますが、その下にございます調査員報酬12万6,485円、この報酬というのは1人の方での報酬なのでしょうか。それぞれ調査項目によって違う調査員の方への報酬なのでしょうか。

総務課長 この報酬につきましては、それぞれの調査の調査員の報酬の積み上げでございます。

6番 積み上げということは、この12万6,000円というのは、数人かいて、その積み上げという意味ですか。

総務課長 失礼しました。人数につきましては5名でございます。

6番 そうしますと、この5名で12万6,000円の報酬で、その成果表にあります、この24万9,350円、トータルで決算額ですが、6項目の調査を行っていますが、これを5名でそれぞれ担当があって調査をしているということなのですか。それぞれの12万6,000円のその内訳というのはわかりますでしょうか。

総務課長 5名の調査の内容ですけれども、平成29年度工業統計調査に係る部分が2名、それから平成29年度の就業構造基本調査に係る報酬につきましては1名、失礼しました、2名です。もう1名の方につきましては、住宅土地統計調査ということでの報酬でございます。

6番 トータルで5名ですが、そうしますと学校基本、工業統計、統計調査員各校対策事業、経済センサス事業調査というのは、これはどなたが行った調査なのですか。

総務課長 教育関係につきましては、町の事務費等の調査でございますので、教育委員会の担当職員並びに町の財政の情報も踏まえて対応しているというふうな状況です。

委員長 ほかにございませんか。

3番 64、65ページ、地域交流センター管理費、成果表の15ページになりますけれども、富長交流センター屋根塗装工事、校舎等というふうなことで、だと思えますけれども、きのうの補正予

算で体育館の塗装工事というのが、損傷が、傷みが多い、損傷が激しいというふうなことで446万円減額補正しております。この工事費というのは、校舎等のほうの工事費になるわけですが、体育館のほうと校舎等というのは、腐食のぐあいというのは大体、前回塗装工事をやったかどうかわかりませんが、そんなに腐食のぐあいというのは違うものですか。

まちづくり課長 傷みのぐあいというふうなことのご質問でございますけれども、同じような内容というふうに理解してございます。

3番 きのうの答弁では、ふきかえを考えていると、きのうの補正予算ではふきかえを考えているというふうなご答弁でございましたけれども、同じように腐食をしているとすれば、塗装工事をやっているわけですが、この塗装工事で十分だというふうにお考えで、これをやったかどうか、お伺いします。

総務課長 昨年担当でしたので、昨年、おととの当初での段階で現場を見ながら、どういう方向でというようなことで、塗装で大丈夫だという判断で昨年はさせていただきました。ところが、予算的などところでちょっと足場の課題とかいろいろありまして、一時中断して再度というようなことになりましたけれども、校舎のほうだけ塗装をさせていただきました。

3番 せっかく塗装工事をしたわけですが、きのうの答弁で、やはりふきかえという話が出ましたので、せっかくやった工事をすぐすぐふきかえというふうなことには考えていないと思うのですが、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長 補正予算での答弁の内容を確認しておきたいというふうに思うのですが、ふきかえというふうなものも長寿命化の、施設の長寿命化を図る上で1つの検討材料というふうなことで申し上げたというふうなことでございます。塗装を再度足場を4面にして、塗装の下塗り、上塗りを回数をふやしてやる工法、それからふきかえというふうなこともこれから検討させていただいてというふうな内容でございましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

6番 さっきのちょっと続きでもう1回確認します。そうしますと、この成果表にあります、さっき課長の答弁であります、工業統計、就業構造、住宅土地統計、これは5名の方と、この調査については資格を持っている方がやったと。あと、そのほか学校等、下の統計と経済センサスというのは職員がやったから、これは誰でもできる調査だという話でよろしいのですか。そうしますと、この有資格者であるこの5名に対しての、さっき言った12万6,000円の報酬の支払い方をお伺いしたいんですよ。どのような形でその有資格者にお支払いしているのかなど。この決算額、成果表にある20万9,354円というのは、それは報酬じゃないですよ。その調査にかかった全部、需用費からあれから全部混ざった区分けですよ。

総務課総括補佐 お答えいたします。

委員おっしゃる報酬については、先ほど総務課長が答弁された工業統計調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査です。一番上の学校基本調査につきましては毎年の調査で、教育委員会の、各学校の事務官の方が毎年報告される調査でございます。これについては報酬はございません。統計調査員確保対策事業については、町職員に係る事務費、統計調査員34名おられるので、その事務費でございます。最後についても、職員が行う事後調査ということで、事務費が来ております。

なお、統計調査員の報酬につきましては、県から直接、各個人の口座に直接支払われる、町を通して支払われるものでございます。

6番 今補佐が答弁してくださったことは、さっき課長が答弁したとおりでございまして、私が聞きたいのは、この3本のこの有資格者が調査している、その調査に対する報酬12万6,000円、これはどのような基準でお支払いしているのですかと、そこを聞きたいんですよ。

総務課総括補佐 失礼しました。各調査につきまして、単価がそれぞれ決められております。市町村によって調査戸数というのが当然変わってきますので、その戸数、掛け算、調査量によって決まってくるということになります。調査戸数、例えば就業構造基本調査ですと、各家庭に行くのですが、全戸ではないのですけれども、その戸数掛ける幾らが調査員の報酬と県単価を掛けたものが報酬となるということで、それぞれの調査ごとに国、県で決まっているというものとなっております。

6番 わかりました。ですから、ここに、この成果表にありますように、今補佐が申し上げました、その工業統計調査であれば15件、就業であれば30件、住宅であれば4区画であるわけだから、それぞれの単価を言えば、そのままずばっと出てくるんじゃないですか。単価があるのでしょうか。単価が高い、安いということを言っているんじゃないかと、さっきも言ったように、その12万6,000円をどんな形でこの有資格者の人にお支払いしているのですかと、そこを聞きたかっただけです。

総務課長 調査の単位の単価は、ご指摘のとおりでございますが、ちょっと今手元にはございませんで、その単価に基づいて算出した報酬というふうになってございます。

委員長 ほかにございませんか。

2番 52、53ページ、2の6町内会長報酬580万円とありますけれども、この報酬の支払いの定義、例えば1戸当たり幾らかいろいろあると思いますけれども、その辺をお聞きます。

まちづくり課長 町内会長報酬の内容につきましては、舟形町特別職の職員の給与に関する条例の表に基づきまして定められているものでございます。その内容としては年額7万円、1戸当たり2,000円というふうな根拠に基づいて算出されているところでございます。以上です。

2番 ありがとうございます。それで、舟形本町の町内会、第1から第4まであるわけですがけれども、この町内会の戸数が余りにもいびつな状況にあるのではないかと。この間聞いたところに

は、第1は58戸、第2が36戸、第3町内会は163戸、第4は89戸とあるわけですがけれども、これは幾ら何でも町内会としては、何ていうか、戸数的に平準化に持っていくような考えはないのか、お聞きします。

まちづくり課長 町内会の組織といいますか、戸数というふうな現状を分析させていただきますと、それぞれいろんな事情があるかというふうに思います。例えば舟形第3であれば、住宅が整備されているというふうなことであったり、いろいろと宅地造成があったというふうなこともございますので、そういった点ではふえる要素が大変多い地域というふうなことがあるかもしれません。

いびつかどうかというふうなところの判断につきましては、なかなか難しいというふうなこともございますので、町内会長さんのご意見等もお伺いをしていって対応していきたいなというふうに思います。

2番 言葉が、いびつとかというのは大変失礼なのかもしれませんが、第3町内においては、これからまだまだ子育て支援とか、いろんなものが加味されれば、ますます大きくなる、余りにも一町内会としてはマンモス化しているのではないかと、同じ町内でもそういう意見がありますものですから、やはり余りにも第2が36戸という、少ない件数になっておりますので、これは町主導で少しは動いていただきたいと思います。

まちづくり課長 町主導で動いていただきたいというふうなご要望かというふうに思いますけれども、まずは地域の方々がどういうふうにかこの地域を考えているのかというふうなことが、まずは大切なのではないかなというふうに思いますので、そういったところを町内会長さんなりを通じて意見を徴していければなというふうに思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、64、65ページの地域交流センター管理費の中に、(4)の委託料をずっと見ておきますと、その委託料の中に貯水槽清掃委託料というのがあります。これは総務課だからということで質問するのですけれども、この町が管理しなければならない貯水槽というのが、町に何基あるのか。そういったものを把握しておりますか。

つまり、これから出てきますけれども、小学校や中学校にはこういう清掃費があるので、タンクがあるということはわかるのですけれども、きちんとそういう、何ですか、飲料水に関する、そういうタンクは年に1回は清掃しなくちゃならないと多分なっているはずなのです。そういったもの、生命にかかわる、そういったタンクの数を中心に総務課として把握しているもののかなという意味で質問するわけですがけれども、災害も多いことですし、そういう清掃が必要とする貯水槽タンク、こういったものをやはり町としても把握しておく必要があるのではないかと、こういう意味で質問いたします。

総務課長 本来であれば、地域交流センターの所管につきましては、まちづくり課になってござ

います。ただいまの質問につきましては、各学校にはやはり貯水槽と申しますか、当然断水になったときに貯水槽分だけの防災対応ができるというふうなことで、各学校にはそういう思惑もあっての設置であると思われまます。その検査につきましては、法定検査もございませぬので、それはそれでやっているというふうなことで、ここに計上になっているというふうにご認識してございませぬ。

7番 私のした質問は、町として貯水槽の数をきちんと把握しておく必要があるのではないかと申す質問なのです。過去に町営住宅、私もいろんな仕事をやったことがあるものから、やはりそういう町営住宅にある貯水槽という点検作業もしたことあるものから、やはりそういうものの数、あるいは鍵をかけてちゃんと、何というか、変な話ですけども、そういう薬物とかを入れられないようにちゃんと管理しておくという意味でも、そういう数を、場所を確認してきちんと管理しておくという必要性が総務課にはあるのではないかと、そういう質問なのです。

総務課長 大変失礼しました。今の体制的には、所管施設の課それぞれで管理をしているというふうな体制でございませぬ。

7番 ですから、もう1回言いますけれども、各課で対応しているのはいいのですけれども、何基あるか、どこにあるか、わからないという今の状態ではいけないのではないですかと申しているのです。それを災害もふえてきていることだし、1回その貯水槽、清掃が必要とする、年に1回は清掃が必要だとされているタンクをもう一度再点検し、きちんと鍵がかけられるような状態になっているかを、きちんと把握しておかなければならないんじゃないですかということをお申しているわけですね。

総務課長 今現在は、体制的に所管課でしっかりやっておりますので、それを再度確認するという意味で、総務課のほうで目を通すというふうなことで報告なんかも必要だというふうなご指摘だと思っておりますので、その旨承っておきたいと思っております。

委員長 そのほかにございませぬか。

6番 56ページ、57ページ、2の1の7、上のほうの3番目の政策推進事業、事業の内容はある程度承知してございませぬが、負担金の40万円ございませぬ。これは8市町村でそれぞれ拠出していると思うのですが、これだけのお金を出し合っている事業は大体承知しているのですが、その後、その成果について新聞等々によく出ますが、首長さん方に説明をしているとか、そういう状況が記事として載ってございませぬが、その町長さん方が受けたその後、各担当課とか、そういうあたりまでおろしてきて、その政策について勉強したものをしっかりと成果として受けとめられているのか、そのあたりをお伺いします。

まちづくり課長 政策研究所のほうで職員のほうが研さんを積んで各8市町村の首長の前で発表した後は、それをしっかり出身の市町村に持ち帰って、それを次の仕事に生かしているものというふうにご理解してございませぬ。

6番 理解していると思いますということは、何か課長は人ごとみたいなものだけれども、それではまずいんじゃないですかね。せっかくそこまで研究して勉強したわけですから、それを各町村、自治体に持ち帰って、その自治体が何ものかに活用といいますか、波及効果が出るようなものにしていかなければ、この40万円をかけた意味がないと思うのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 具体的に、一例というふうなことでございますけれども、例えば今年度、孫プロジェクトというふうなことで、新しい事業に取り組んでいるというふうなこともございますので、こういったところにしっかり生きているのではないかなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結いたします。

第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。質疑ございませんか。

7番 それでは、3の2の3、これは何ページだ、保育所費について質問しますけれども、82ページ、83ページ、これは全体的な質問なので、右の項目ということではありません。社会福祉協議会に移って、保育所の管理が行われているという最初の決算だというふうに思うのですが、要するに頭、トップにいる方々が、保育所園長は町の退職者であったり、これを予算をつくって出すのが町であったり、保育園の人員の管理をするのが駅前に移った社会福祉協議会であったり、こういったそういう、何ですか、統括するところが3つあるということに対しての、この営業に関する影響というものは、この決算の中で1年目だったと思うのですがけれども、そういった問題点等、出てこなかったのか、質問いたします。

健康福祉課長 お答えします。

これまで保育所の運営検討委員会、年4回ペースで行ってまいりました。その場で園長であったり、社会福祉協議会の職員、健康福祉課、教育委員会等々、参集しながら検討してまいりました。今委員が質問のように、3カ所で管理しているというような話ですけれども、特に現状では問題点等については出てきておりません。ただ、園長のほうから、いろんなケースで、例えば社協のほうに相談したり、健康福祉課のほうに相談したりとありますので、もう少し簡素化してほしいなというふうな希望はございますので、31年度に向けまして予算のとり方について検討をしていきたいと思っております。以上です。

7番 私が質問して、誰が答えるのか時間がかかってしまう。つまりどこが管理しているかわからないという状態だと思うのです。今はちょっと、ここでやはり教育委員会もある程度かかわっているわけですし、やはりその中で多少その保育園の現場の中での話は聞こえてきております。

やはりもう少し指示系統なり、教育という部分がかかわってきてしまっていますから、保育じゃなくて教育という部分もかかわってきてしまっていますから、やはり保育園の先生、あるいは園長先生、職員、保護者、子供という、そういう、何というか、指導系統がやはりもう少し、何ていうかな、適正、適正と言うと適正じゃないように思われるかもしれないですけども、もう少し何ていうんですかな、きちんとスムーズにいくように検討を進めるべきではないかというふうに思うのですが、そういった点はお気づきではないでしょうか。

健康福祉課長 今回の保育所の委託を検討する段階から、運営については教育委員会、それから保育料であったり契約については健康福祉課、それから給与等の伝票等の支払い等については社会福祉協議会と、それぞれの機能分担をもってやっておりますので、特に問題はなく今来ておりますので、これからもそのようにしてまいります。

7番 具体例は言いませんけれども、これはどうなのかなという声も少し聞こえてきております。ここでは言いませんけれども、もし聞きたいのであれば、後でお話ししますけれども、もう少しやはりそこら辺の機能や教育指導体制というものを、やはりもう少しスムーズに指揮系統がとれるようにするべき点があるのではないかなというふうに思うところもありますので、そこら辺の検討を少し、もう1回点検されてみてはどうなのかなというふうに私は思っているところで、課としてもそこら辺の指揮系統に関して検討いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長 今の具体的に申し上げられないということでありますので、後で教えていただければ検討してまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

2番 76ページ、成果表だと23ページ、民生児童委員福祉活動事業とあります。執行額285万円とありますけれども、これには報償費も全部含まれているのでしょうか。

委員長 議案書、決算書のページ数、款項目を的確に言って質疑に入ってください。

2番 72ページ、73ページ、民生児童委員福祉事業について、先ほど言ったことをお聞きします。

委員長 2番委員、もう一度質疑をお願いします。

2番 73ページ、民生児童委員報償費と書かれています。189万6,000円とあります。申しわけないです。なぜこれを聞いたかったかという、民生委員の方々の報償がどのくらいなのか、お聞きしたかったのです。1人、件数にもよるのでしょうかけれども、余りにも低いんじゃないかという話が聞こえてきましたので、その辺をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 民生児童委員の活動報償ですけども、決算書では189万6,000円とございます。これにつきましては、24名の民生委員に対しまして7万9,000円の活動費として交付してございます。

2番 7万幾ら。やはりこの民生委員というのは、多岐にわたって活動が大変な激務だと私も思っております。また、その中でもやはり自分が受け持った方が入院したりお見舞いとか、

いろいろなもの、やはり持っていかないわけにはいかないという話も承っております。そういうことを考えたときに、その7万円何がしかの報償費で本当に適当なのか、適当だと思っているのかをお聞きします。

健康福祉課長 7万9,000円が多いか少ないかというふうな判断は私はわかりませんが、これは一応全国統一の単価となっておりますので、これを採用して今いるところでございます。

2番 そういう規定があるのだとすれば、それもいたし方ないと思いますけれども、やはりやっている仕事内容についてはかなりのものだと私も認識しておりますので、今後も町としてここを注視していただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第3款民生費についての質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時13分 再開

委員長 会議を再開します。

第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより4款衛生費の質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。

6番 それでは、86ページ、87ページ、4の1の1、右のほうの備考の中で4番目の地区犬登録事業ということで、成果表に載ってございますが、事業内容で予防注射を案内をした犬に対して、273頭、予防接種済み発行ということは、接種を受けたものが204頭でございます。この差が出ていますが、注射していないということでしょうけれども、この受けなかったものに対する対応はどのようにしておるのでしょうか。

健康福祉課長 お答えします。

犬の案内につきましては、登録をしている方全員に案内してございます。ところが、死亡した場合等について死亡届を出していない方も中にはおまして、実際注射をした方は204頭なのですけれども、ほとんどの方は注射をしているということで、不明の部分がこの差額の部分となっております。以上です。

6番 そこまでわかっているのであれば、この案内を出す方も、その死亡届を出していないということでございますが、そのあたりしっかり整理をしておかなければ、狂犬病とかですか、そういうのはやってはまずいので、しっかりとその受けなくちゃいけない方と、その受けた方のその差がないように、しっかり管理するのが当然ではないでしょうか。

健康福祉課長 そのようにこれから名簿をチェックしながら対応してまいります。

6番 登録については、窓口が健康福祉課で、そこに町民の方がうちに犬いますからということで登録されると思うのだけれども、その死亡届についても同じように何か用紙があつて窓口のほうに来てしなくちゃいけないのだけれども、それが十分になっていないということであれば、そのあたりの何かこう、今課長の答弁がございましたが、町報なり何かでしっかりとしなければ、この成果表である狂犬病の発症防止ができたということにはならないんじゃないかなと思うのだけれども、そのあたりはどうでしょうか。

健康福祉課長 先ほど言いましたように、名簿の確認とか、あるいは広報等で周知をしてまいります。

委員長 ほかにございませんか。

3番 88、89ページ、健康増進事業費、この中で備考のほうに各種検診委託料というふうなことで1,049万円になっております。この成果表の中には事業内容として各種検診事業ということで記載されてありますけれども、これは前年度から見ますと500万円ほど減っております。その内容をお聞きます。

健康福祉課長 お答えします。

この検診科目の中で、乳がん検診につきましては、隔年ということで、29年度、乳がん検診を実施しておりませんので、金額は減っております。それが一番大きいところです。以上です。

3番 この検診の科目を減らしたのか、あるいは検診を受けた人数が減ったのかと私は思ったのですけれども、この隔年検診の乳がん検診だけで500万円も減ると、このようなことでしょうか。

健康福祉課長 説明不足でした。乳がん検診と子宮がん検診の両方でございます。

委員長 ほかにございませんか。

6番 90ページ、91ページ、斎場運営です。4の1の6です。右のほうに斎場運営事業の事細かく書いてございますが、成果表も出ております。この成果表で2番目の事業内容で使用状況ということで、合計で168万4,000円、これは歳入で受けてございますが、この費用負担割合、舟形町1,100万円、大蔵村800万円というのは、この数字というのはどういうふうにこの決算書の事業内容とどういうふうに見比べればいいのかなど。そこをお伺いします。

住民税務課長 この斎場運営費の負担割合の大蔵村分と舟形町分の負担なのですが、合計の2,303万2,000円、支出済み額の2,186万5,421円、これが合計の支出済みですので、それを平等割の40%、人口割の30%、財政力割の30%ということで……。斎場の使用料の状況、ありますよね。その合計の168万4,000円を支出済み額から引きまして、引いた残りの残額の平等割と人口割と財政力割で割ったものでございます。

委員長 6番委員、次ありますか。

6番 わかりました。ちょっと数字の差し引きはわからなかったもので、済みませんでした。そう

しますと、この一番下にございます工事請負費については、これはまた別物で、これも大蔵と舟形で案分で負担するのですか。工事、今回は1,400万円かかっていますが、これについては別枠ですよ。別枠じゃないのか。含まれているんですね。済みません、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

9番 87ページの予防費の高齢者インフルエンザ予防接種事業についてお伺いいたします。高齢者は何名で、接種を受けた方は何人いるのか。大体パーセント的には何%が行っているのか、お伺いします。

健康福祉課長 詳しい高齢者、65歳以上の人数、今手元にないのですけれども、約2,000人と計算したときに、実際しているのが1,071名ですので、約2人に1人の方はこの予防接種を受けているというふうに言えると思います。以上です。

9番 年によってインフルエンザの流行時期、また流行者の、何ていいますかな、日本全国で見ますと、流行の人数が多い年が多々ありますけれども、我々高齢者になってみますと、抵抗力も弱い関係上、やはり自分の健康は自分で守るという意味からも、このインフルエンザ接種を受けたほうがいいのかなと感じます。その辺で、この成果表にありますけれども、前年度より今年度は少ない、インフルの予防接種のワクチンが不足しているという話がありますけれども、この、もし30年、大規模なインフルエンザが流行した場合、ワクチンの確保も大変だと思いますけれども、町民の老人対象者が50%でなくて、やはり70%から80%接種して、健康で長生きできるような施策、制度を、各老人なり、地域の住民にお知らせしながら、予防接種の実施率を上げていただくような努力をお願いしたいと思いますけれども、その辺の見解をお願いします。

健康福祉課長 9番委員ご指摘のように、平成29年度につきましては、ワクチン不足でこのような実施状況となってございました。30年度につきましては、広報等で周知したり、接種率が上がりますように、これから努めてまいります。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

7番 92ページのリサイクル推進事業費の(3)町負担金及び交付金ということで、町リサイクル運動補助金に53万8,000円ほど支出しております。成果表を見まして、4-2-2、41ページを見まして、この一番下の集団資源回収実績というところに、登録団体数12、登録業者5というふうに書かれております。この53万8,000円、単純に割る12とか、プラス、5を足して17とかという補助金の支出になっているのか、まず質問いたします。

委員長 暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時31分 再開

委員長 会議を再開します。

危機管理室長 登録団体につきましては12ございますが、実施回数3回以上になりまして、回数割の補助金と、あと回収割の補助金ということで、全部で12団体で19万1,800円のほう、支払いしているところであります。

あと、登録業者のほうなのですけれども、5団体で、これにつきましては、回収割補助金ということで34万6,500円ほど支払いをしております。

7番 そうしますと、登録団体数12件の中の方ですと19万1,800円ということの回答だと思うのですが、これは町民の声です。大体本町付近ですと、以前あった老人クラブ、もしかして今もあるのかもしれないけれども、老人クラブ、あるいは婦人会、子供会がやっていた古紙回収、収集ボランティアというか、そういったものがなくなってきております。そうすると、やはり家の中にそういう資源ごみがどんどんたまってきてしまう。そして、高齢であるためになかなかほかの業者にも持っていけないという声がありまして、この回数3回をクリアするのにまず非常に大変なんじゃないかという声が1つあります。1回や2回でもやはり補助金を出すのではないかと、あるいは町庁舎の中に、そういう古紙回収、段ボール等を置ける場所があれば、そこに持ってこられるのだけれどもという声もあります。やはりこの3回という、そういう回数でこの補助金を出すものについては、少し改善の余地があるのではないかなというふうに思うのですが、多分登録団体数も年々少し減ってきているんじゃないかなというふうに思います。そこら辺の検討等やっているのか、質問いたします。

危機管理室長 町の団体としましては、婦人会の分が減っておりますが、老人クラブ等のほうも実施しておりますので、数的には減っていないと思っております。実施回数3回以上につきましては、要綱上に規定になっておりますので、今後上司と相談して検討してまいりたいと思います。

7番 つまり団体数が減ってきているかどうかはわからないということですが、やっている団体にしてみれば、それを財源に充ててその活動費にしたいという思惑があるかと思えます。例えば老人クラブにしてもそうですけれども、そういった方々がやはり、まず年3回やるという、そのノルマを達成、まずするために非常に努力をされてやるわけですが、1回でも減れば、やはりある程度その人集めなり労力が減り、さらに補助金もさほど変わらずにもらえるというのであれば、それは活動費になって、結果的に老人クラブの活動としていい活動ができてくるんだと思います。1回だって私はいいいと思うのです。1回やっただけでもありがたい話なわけですから、ぜひそこら辺のところは今後大いに検討する余地があるというふうに思いますので、よろしく検討を進めてもらいたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

10番 それでは、92ページ、93ページ、清掃総務費のこの舟形町の衛生組合連合会補助金に関連します、ちょっと決算からは離れるかもしれませんが、この衛生組合の補助金というのは、ごみの減量化なり分別というふうな、まず町の清掃業務と、そういうふうなことに基づいて出し

ているものだというふうに思いますが、実はこの春にちょっと問題が起きました。というのは、ある町内の人が町内会をやめたいと、脱退したいというふうな話になりました。それで、そのごみステーションは各町内で指定をして、その隣組なり、利用する人を割り振りをして設置してあるわけですが、町にどうするのですかと相談をしたところが、今までどおり、そのごみの出す場所についてはごみステーションを使わせてもらいたい。今現在は、衛生組合は各町内会単位で動いているというふうに思うのです。そうなりますと、町内会の中で、まず役員といいますか、衛生組合長に、そういうものを何というか、交代交代で出しているわけですが、そうなりますと、その人はそういった仕事の義務的なものは外れると。しかしながら、その権利といいますか、そのごみステーションは利用できるというようなことで、大変にほかの町内会の会員の方から不公平だというふうな話が出ました。その辺、町の考え方をひとつ伺っておきたいというふうに思います。

委員長 暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時43分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

総務課長 やはり町内会、10番委員さん、紫山でも同じケースが長尾にもありまして、やはり担当のほうでいろいろと困っているケースではございます。特異なケースというようなことで、一概にその使う、使わない、使わせない、使わせるの判断というふうなこと、あとは町内会で衛生組合の、何ていいますか、町内会での役割というふうなことを考えますと、やはりそれぞれの町内会での運営の仕方が違うと思うのです。例えばごみステーションの清掃の当番であったり、いろんなその義務的にみんなでするものだからというふうな約束の中で地域が成り立っているわけですので、そういったところの協力を得られないから入れないとか、そういうふうになると、例えば高齢化して老人世帯とか、ひとり暮らし老人とかという方々にもそういう使用の規制を凶っていつてしまつてはまずくないのかなというふうなこともありますので、特異なケースでありますので、いろいろと関係各課、もしくは連合町内会の役員の皆さんとも協議しながら、何ていいますか、気持ちよく使えるようなルール化なり話し合いを持っていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

10番 ちょっと今ずれたのかなというふうに思うのですけれども、要は、町内会の何ていいますか、協調性というか、そういうものを守るためには、やはりある程度そういう人に限って、正直言って協調性がないというか、問題ありの方が多いというふうに思うんですよ。それで、これからはやはりそういう、何ていうか、町内会というものもかなりふえてくるというふうに、町内会の今、隣近所の希薄化がというふうな問題になっていますので、そういった場合にやはりある程

度町としての対応というものを考えておく必要があるのかなというふうに思うのです。やはり町のほうから協力してくださいというふうなことを町内会が言われれば、やはり町内会としてはそれはだめだと言われないうふうな部分もあるわけです。ただ、それにおんぶしたのでは、やはり行政としても余りよくないのかなというふうに思うのです。ですから、やはりある程度そういうものを見越して、早目に対策をとっておきたい、おく必要があるのではないかということで、今後ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

総務課長 やはり特異なケースというふうなことで、今後10番委員さんおっしゃるとおり、これからふえる可能性もあるというふうなことです。慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費についての質疑審査を終結いたします。

第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、5款労働費の質疑に入ります。質疑のある方、挙手願います。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5労働費についての質疑審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

月曜日午後1時30分より開会します。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時50分 散会

平成 30 年 9 月 10 日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第 2 日目）

平成30年決算審査特別委員会第2日目

平成30年9月10日（月）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課長補佐	沼澤 一 征
副町長 庄 司 雅 人	総務課長補佐	佐藤 仁
総務課長 伊藤 幸 一	まちづくり課長補佐	曾根田 健
まちづくり課長 小野 芳 喜	まちづくり課係長	沼澤 友 幸
健康福祉課長 叶内 範 夫	住民税務課長補佐	大場 正 江
住民税務課長 須貝 孝 子	住民税務課長補佐	大場 君 博
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課長補佐	沼澤 伸 一
農業振興課長 伊藤 誠 宏	健康福祉課長補佐	高橋 真 澄
会計管理者 相馬 昇	健康福祉課長補佐	森 祐 子
危機管理室長 伊藤 茂 樹	健康福祉課主査	東村 貴 恵
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	農業振興課長補佐	斎藤 雅 博
教 育 長 齊藤 涉	地域整備課長補佐	伊藤 秀 樹
教 育 課 長 八 歙 照 光	地域整備課長補佐	伊藤 英 一
農業委員会事務局長 伊藤 誠 宏	地域整備課長補佐	相馬 広 志
代表監査委員 渡邊 敬 子	教育課長補佐	鍛冶 紀 邦
監査事務局長 斉藤 洋 一	教育課長補佐	沼澤 豊 通
選挙管理委員会書記長 伊藤 幸 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第5号 平成29年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 財産に関する調書の審査

午後1時34分 開会

委員長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しています。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開します。

直ちに委員会を開催します。

認定第1号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

6款農林水産費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 質疑の方、挙手願います。

7番 では、92ページの、93ページになりますけれども、6-1-1の2農業委員会事業、この(1)の中にポツ点が2つありまして、その2つ目、農地利用状況調査員報酬7万8,000円、去年は6万円でしたけれども、その人員何名、仕事内容、どういった仕事内容なのか、質問いたします。

農業振興課長 7番委員の質問にお答えします。

29年度は、昨年8月25日、1日だったのですが、13人の方、農業委員の方10名と推進委員の方4名、14名中13名の方が農地の、実際に荒廃地等々ないかということで、丸一日かけて、利用の状況、現地調査をしました。その費用です。単価6,000円の13人ということで7万8,000円になっております。以上です。

7番 農業委員の方だとすると、農業委員報酬というのをもらっているかと思うのですが、それとはまた別枠の、何ていうのですか、お仕事ということになるのでしょうか。

農業振興課長 農業委員の方と推進委員の方、その14名の方に農地利用調査員ということで、別に委嘱しております。メンバーはその方なのですが、別の委嘱ということで、実際に調査、出ていただいた日にお支払いしています。以上です。

7番 仕事内容はわかりました。だとすると、その調査をした結果、そのした結果、どういうその調査結果を利活用というのですか、どういうふうに利用できたのか、質問いたします。

農業振興課長 手元に昨年資料はないのですが、実際に、今年度は5班体制で分かれているのですが、昨年度も何班かで分かれたと思うのですが、班ごとに分かれて行きまして、実際の地目がどういうふうに現況としてなっているかと。ただ、それをまとめたものを次の、農業委員会もそうなのですが、それを統計をまとめております。ただ、それ、手元に資料がないです。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

6番 ページが102ページ、103ページの6の1の13担い手支援事業の次のページといたしますか、

次のページにわたっていますけれども、済みません、補正で800万円の減額で決算も済んでおりますが、内容を見ますと、一番当初予算と変更、変更といいますが、差異があるのが、この機構集積協力金かと思えます。当初予算1,000万円計上しまして、決算が350万円ということで、かなりの乖離がございますが、この当初1,000万円を組んだ、何といいますが、その時点の考えと、この実績の350万円でございますが、集積でうまくいかなかったと言えればそれまででございますが、これだけの差が出るというのは、難しいと思えますけれども、これからどのように考えていけばいいのか。これはもう、この1,000万円も予算計上する必要ない、350万円程度の今後ずっとその集積のマッチングでいくのかなと、そのあたりどういうふうに分析してございますか。

農業振興課長 済みません、じゃあその件につきましては、補佐のほうでお答えします。

農業振興課長補佐 それでは、その件についてお答えいたします。

この予算の減額については、地域集積協力金という、小松原田地区の圃場整備における地域タイプと言われる協力金のメニューでございまして、そちらのマッチングといいますが、農地中間管理事業に貸し付けたものの中で、その小松原田地区におけるまとまった面積での協力金の交付が予定されておったのですが、土地改良区さんのほうからまだそのまとまりが不十分だということで、申請がありませんでした。そのため、30年度に申請をしようということで、29年度については減額となったところです。以上です。

6番 そうしますと、この協力金というのは、一般の農地の借り貸しの協力金ではなくて、原田地区に限った、圃場整備をしたその後の、それに限った部分の協力金という意味なのですか。

農業振興課長補佐 説明不足で申しわけございませんでした。個人タイプと地域タイプと2つのメニューが大きく分けてございまして、1つは離農と、あとは経営の転換と申しまして、水稻と畑作をやっていた場合、水稻のみをやめるとか、その経営内容の転換をした場合の経営転換協力金というものが1つ、もう一つは、耕作者集積協力金といまして、経営地の一部を担い手のほうに貸し付けるという協力金、その今申し上げた2つが個人タイプと言われるものです。もう一つが、地域タイプというものがございまして、そちらが地域集積協力金というふうな協力金の3つのメニューで構成されております。

予算の計上の段階では、余り詳細にはつかめてはいないところなのですが、その申請があるというふうなことを土地改良区さんのほうからお聞きをして予算を確保していたところでした。よろしいでしょうか。

6番 何か仕組みが3つあるということで、ちょっと私理解できないのですが、ちょっと質問を変えます。その協力金でございますが、先日、歳入の件で5番委員から、この下の(4)の機構協力過年度分の返還金ということで質問がございました。これは話はわかりました。70万円なのですが、ちょうど予備費から充用している70万円でございますが、これはこのちょう

ど金額が同じなのだけでも、これとは関係ないんですよ。この70万円は、前の説明だと、農家の方から返還を受けて、それを県に返すんだよという話だったのですけれども、800万円の減額補正をしておきながら、70万円の予備費から充用するというのはいかがなものかと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

農業振興課長補佐 お答えいたします。

70万円の返還については、平成28年度、過年度分の返還になりますものですから、当該年度
の予算から返還するのではなく、このような形になったところです。

委員長 ほかに質問ございませんか。

7番 102ページの体験実習館運営費の103ページの中の（2）委託料に366万4,000円ございます。NPO法人さんの管理料ということになるかと思えます。それで、成果報告書51ページ、お持ちなら開いていただきたいのですけれども、ここに28年度の利用者数が2,525名、29年度の利用者数が2,202名ということで、320名ほど少なくなっているのですが、その下の成果報告の中で、成果報告書の中の成果と書かれている、この一番最後の下の行に、NPO法人になったことで、宿泊者の増加と交流人口の拡大が図られ、町の活性化につなげることができたというふうに評価しているのです。300名ほど少なくなった利用者を増加というふうに捉えて、町の活性化につなげることができたという評価になっています。確かに利用料金が26万円ほどアップに、前年度より利用料金を、26万円ほどの利益が出ているわけですから、ここら辺のところを評価したのかなという気がします。

そこで、この詳細について、どういう検証がなされたのか、質問いたします。

まちづくり課長 ただいまの利用者数等の検証はどのようにというふうなことでございますけれども、この成果報告書の51ページの成果というふうなところで、2行目になりますけれども、町内の宿泊者数は前年並みと、一方、町外、県外の利用者がふえていると、こういった分析をさせていただいて、県外からの利用者のほうがふえたというふうなことで、利用料金が増加しているというふうな分析をさせていただいているというふうなことでございます。

7番 そうしますと、町内の方ではなくて、県外の方の利用者があったということなのでしょうから、言うなればいい傾向にあるというふうに思います。そこで、やはりこの修繕料とか、その他の経費とか、そういったこのバランス等とかを考えてみれば、やはりこの指定委託料並みにこの利用料金がいただけるようになれば、最高なNPO法人ということになろうかと思えます。まだそこまでには行っていませんけれども、数的には努力の跡が見えますので、そこら辺の指導をどのようにしているのか、そこら辺のところを質問いたします。

まちづくり課長 どのように指導というふうなご質問でございますけれども、NPO法人のほうの東北エコリサイクルネットワーク研究会のこの団体のほうに、さらなる利用拡大というふうなことで、PRに努めていただきたいというふうなお話をさらにさせていただいて、NP

○さんのほうのさらなる努力を期待したいというふうに考えております。以上です。

委員長 ほかに質問ございませんか。

6番 済みません、さっきの協力金の関係なのだけれども、さっき私が聞いたのは、800万円の減額補正をしておいて、70万円を予備費から引っ張ることはないんじゃないのと、それなんですよ。年間での決算ですから、長い1年間ですから、入ったり出たり、さまざまあるでしょうけれども、その段階ですぐ判断しろというのは難しいかもしれませんが、この70万円の予備費からの充用はどういう意味で充用したのですかと聞きたかったのです。

農業振興課長補佐 済みません、説明が悪く、申しわけございません。返還した協力金につきましては、過年度の予算の分ですので、当該年度の予算から返還をするのはよろしくないという判断をいただきまして、予備費流用で対応をしたところでした。その当該年度の分の返還であれば、その年度での予算で支払うところだったのですが、ということです。

6番 歳入で農家の方から入っているわけでしょう。過年度分ということは戻ってきているわけだから、それをただ返すわけにいかないのですか。年度が違うからだめなの。そういう理屈じゃあだめなの。

委員長 暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後1時57分 再開

委員長 再開します。

財政係長 財政の立場からちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、本来であれば、3月の中ごろに、そういうふうな国からの請求が来たものですから、本来であれば、農家さんからもらったお金をそのままこちらのほうに返還金のほうに充当をして予算を編成するというふうなやり方ができたのですけれども、ちょうど予算のタイミングがずれてしましまして、返還の締め切りというふうなものもありましたので、もらうもの、農家さんから返していただくものは返していただくものとして処理をさせていただく、それとは別に、機構のほうに返すべき予算措置をしなければならないというふうなことが、その3月の中ごろにあったところです。

その支出をするに当たって、財源をどこからか確保しなければならないというふうなことになりますけれども、ちょうど予備費のほうに300万円の予算を事前にとっておりましたので、そこのほうから70万円をこの返還金のほうに充当させていただいたというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。以上です。

6番 わかりましたけれども、ちょっとへ理屈を言わせてもらえれば、300万円あったからよかったけれども、400万円の穴があいたらどうすればいいのと。補正の時期だからどうのこうの

と言っているあれじゃないんじゃないかなと思うのですけれども、その28年、過年度分のその返さなくちゃいけない、もらう分はもらう、返さなくちゃいけないというのは、話はわかりました。たまたまこの70万円がちょうどこの充当額と合っていたものですから、そういう質問をしたわけですけれども、仕組みはわかりました。終わります。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

1番 106、107の6の2の1農業振興費の中で、107ページの備考の欄に、松くい虫防除事業委託料とございます。この委託先はどこになっているか、お願いします。

農業振興課長 お答えします。

最上広域森林組合になります。以上です。

1番 それで、33万4,800円、これは昨年も同じ金額で決算していますけれども、最近、松くい虫というこの話は余り聞かなくなっているのですけれども、この33万4,800円、2.6ヘクタール、猿羽根山になっていると思いますけれども、これは毎年このような金額でやっていくおつもりなのかをお聞きします。

農業振興課長 今年度、30年度も実施しました。私も立ち会ったのですけれども、樹幹注入ということで、樹木に注入する薬剤、今年度注入しまして、森林組合の話ですと、5年間はそのまましなくてもいいということで、ただ、3年後なり、二、三年たって、毎年検証というか、見ていきますけれども、5年間はもつということで、今年度させていただきました。

したがって、昨年度、ずっと今まで同じだったのですけれども、二、三年ぐらいは実施しなくてもいいと思われま。以上です。

1番 今年度やって、二、三年やることはない。じゃあ28年度に同じような金額で防除をやっていきますけれども、そのときの、例えば同じことをやっているのであれば、また二、三年することないのではないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺はいかがですか。

農業振興課長 済みません、その薬剤の効果が今まで実証されていないということで、その実証が確認されたということで、今回、今年度からそれを使用するというで聞いております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

2番 6の1の12、成果表でいうと52ページ、若あゆ温泉管理事業についてお聞きしたいと思います。ようやくことし修繕が終わり、新たな若あゆ温泉を迎えたわけですけれども、その中において、休業中に職員研修をやったわけでありまして、その成果というものがお客様のほうからでも出ているのか、お聞かせください。

副町長 若あゆ温泉の社長でございますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、休業期間中の10月から11月にかけて、近隣の温泉施設のほうに職員のほうを研修に行かせていただきました。それぞれ職員、それぞれの施設ごとにいろんな気づきはあったようで

ございます。その気づきを全て実現、実施に移していることにはならないのですけれども、例えば送迎バスの見送りとかを実施するようにしたりだとか、あとミーティングの中で、朝、1日のスケジュールを確認するとか、あとは定期的な見回りですとか、清掃の強化を実施をする。

あと、もう一つは、体制の話なのですけれども、従前は早朝とか、それから夜間はシルバー人材センターの方だけをお願いをしていたのですけれども、そういった場合ですと、緊急の対応がとれないというようなこともありまして、シフトを変えて早朝の時間、それから夜間についても全て公社の職員が必ずつくようにするというような形で、いろいろと業務改善に結びつけているところでございます。

それで、間接的にですけれども、一部のお客様からは、大分サービスが上がったねというふうなことも聞いているのは事実でございますが、最近になってから、またあちこちにクモの巣が張っているとか、あとはお風呂の溝というのですか、そこに髪の毛がたまっているとか、そういうふうな指摘も最近受けつつあるところでございますので、もう一度社員に言って、気を引き締めなければいけないなというふうに思っているところでございます。

2番 幾らかは改善なされてきたという答弁をいただきましたけれども、やはり前任の酒井副町長も大変苦勞されたところであります。その意識改革をやるというのは、本当に至難のわざだと思いますけれども、やはり一つ一つ実績を残してやっていかなければならないことだと私も思っております。

あと、もう一つ、やはり売り上げ的にも年々かなり厳しくなっているわけですが、コテージとか、結構関東地区の方からは一番人気とかというお話もいただいておりますけれども、それに対しての営業努力といたしますか、待っているんじゃなくて攻めの経営努力もこれからなされていくのかも伺います。

副町長 おかげさまをもちまして、リニューアル後は、温泉の利用客もふえまして、それとあわせてコテージの利用客もふえているという状況にございます。ただ、いつまでもそのリニューアル効果に頼っておりますと、そのうちお客様方が減ってくるということがあると思いますので、ことしになりましてから駅の観光物産センターのほうで、SNSとかを活用していろいろ情報発信もしております。そういったものもフルに活用しながら、これから積極的に広報に努めていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

6番 106ページ、107ページの6の2の1 林業振興費の中で、右の備考でございます。一番上の報酬でございますが、鳥獣被害対策実施隊報酬4万6,000円でございます。これは成果表にはなかったのですが、4万6,000円をお支払いして、どのような効果が得られたのかをお伺いします。

農業振興課長 6番委員の質問にお答えします。

成果表にはないのですけれども、積算としては、2,000円掛ける23人です。2,000円、それで4万6,000円ということになっています。それで、その活動の実績なのですけれども、捕獲の熊とかイノシシ、ウサギ等の捕獲については数字でも上がっているのですけれども、それ以外で講習会とか研修会等に参加することで、捕獲の技術と、あと知識の向上につながっております。そこら辺が大きい29年度の成果だと思います。以上です。

6番 2,000円掛ける23名というお話ですが、23名というのは、1回でどっと23名出たわけじゃないでしょう。何回か分けてやっていると思うのだけれども、その何と申しますか、サイクルと申しますか、この活動状況を聞きたかったんですよ。

農業振興課長 済みません、まず決算についてなのですけれども、報酬は年報酬です。年報酬で1人2,000円の23名分ということで、支出時期は1回です。それで、あと実績等なり、効果等なりについては、ちょっと補佐のほうから説明させます。

農業振興課長補佐 29年度の有害鳥獣の捕獲の状況なのですが、ツキノワグマが5頭、イノシシが8頭というふうな形になっています。ノウサギが4羽というふうな形になっておりまして、また29年度のその研修、追い払いの花火の打つ技術の研修とか、あとは狩猟の研修の成果がありまして、30年度については熊を9頭ほど、あとイノシシを2頭、今のところ自主的というふうな形で、非常に熊については大きな成果を上げているところです。

6番 大変活躍なされているようで、この金額については前、議会にかかって条例で決めたわけですが、年間で2,000円というのは、ちょっとそれだけの行動にしてはちょっと低いんじゃないかなと思うのでありますが、この23名というのは、猟友会のメンバーの方に23万円お支払いしたということ、あとその委託料がございまして、これは猟友会、会にお支払いして、この報酬というのは個人の方にお支払いするという事なのではないでしょうか。

農業振興課長補佐 お答えします。

有害鳥獣駆除委託料につきましては16万8,000円、これは猟友会さんのほうにお支払いしております。また、その2,000円の年額報酬のほかに、鳥獣被害防止対策協議会というもの、別の組織がございまして、そちらのほうで国の交付金を受けまして、活動においてはその駆除活動、1時間当たり1,000円というふうな報酬を別途、その協議会というふうな中でお支払いをしております。

委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産費について質疑審査を終結します。

第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、7款商工費の質疑に入ります。

7番 それでは、110ページ、111ページの猿羽根山公園管理費、この中の(3)の公園管理業務委託料243万8,000円、この内容について少し詳しく目に答弁をいただきたいと思います。

まちづくり課長 猿羽根山公園管理事業の公園管理業務委託料の内容でございますけれども、シルバー人材センターの方から公園の管理をさせていただいている、いわゆる人件費というふうなことでご理解をいただければというふうに思います。以上です。

7番 そうしますと、人工とか出てきますか。延べ人数とか、そういったもの、やはりこれだけの金額をかけて整備しているわけですから、その点質問いたします。

まちづくり課長 ちょっと整理ができておりませんが、順次読み上げる形でご理解をいただければというふうに思います。3月分ということでございますけれども16日、11月分でございますが18日、10月分でございますけれども、延べ日数で45日、9月分でございますけれども、同じく延べ日数で42日、8月分でございますけれども28日、7月分でございますが33日、6月分でございますが36日、5月分45日、4月分として29日。以上でございます。

7番 やっている人の話を聞きますと、大変一生懸命やっているような話を聞きます。しかし、まだまだやはり人に来ていただくためには、完璧じゃないんだとか、もっともっと手が欲しいんだという話も聞こえております。そこで、これから、要するに猿羽根山公園のこれからの、土砂崩れもありましたけれども、こういった観光のこの誘客というのですか、使い方をしていこうというふうな考えで、このような管理業務を行っているのか、質問いたします。

まちづくり課長 この件に関しては、成果報告書の59ページの一応目的というふうなことで、このように整理させていただいているところでございますけれども、やはり猿羽根山公園に関しては、町の観光スポットの1つというふうなことでございます。猿羽根山地蔵尊もそうでございますけれども、民俗資料館であったり、体験実習館であったりというふうなことで、こういったところとどれだけまだ整備というようなところまで、具体的なところはまだ見えませんけれども、こういった観光の拠点というふうなことで、ポイント、ポイントを整備していければなというふうに考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

2番 112、113、成果表では61ページ、ふながた若鮎まつり事業についてお聞きします。きのう、おとといと、大変職員の方も頑張っていたいて、例年並みの人に来ていただいたと、この雨の中、それは喜ばしいことだったと私も思っております。

あと、昨年度、鮎、若鮎まつりですので、鮎の販売、やはり来ていただいた、来町していただいたお客様が買うのに大変苦勞したという話も昨年度は聞いております。それに向けて、町としても当然それを解消すべく手だては行ってきたのだと思いますので、その辺のことを

お聞かせください。

まちづくり課長 若鮎まつりの際の鮎の提供の状況というふうなご質問になるかというふうに思います。若鮎まつりに出店いただく協力店舗のうち、年々鮎を取り扱っていただく件数が減っていくというふうな現状もございます。今年度もそういうふうな中でも、小国川漁協さんのほうからご協力をいただいて、会場の中でリヤカーで焼き鮎を少し小ぶりになりますけれども、提供していただいたというふうなこともございます。各鮎の塩焼きであったり、提供する店ごとにさまざまな工夫をしていただいて、販路拡大に努めていただいたというふうなことで、お客様に迷惑のかからないように努力しているところでございます。

2番 私はきのう行かなかったので全然わからなかったのですが、ちらっと話を聞いたら、何か新たな取り組みをやったらしいという話はお聞きしました。ただ、それもやはり出店していただいている、ブースを出してお金を出して出店しているお店のほうからのクレームとかは、一切なかったのでしょうか。

まちづくり課長 私、本部におりました。それで、昨日は各店舗のほうも回らせていただいたところでございます。お客様の苦情、焼き鮎に関してですけれども、いただいてございません。各店舗からそういった苦情も今のところは受け付けていない状況でございます。ただ、焼き鮎を買い求めて行列ができたというふうなところは把握してございますので、こういったところもできるだけ解消できるように、今後の努力が必要かなというふうに思います。以上です。

2番 やはりふながた若鮎まつりであって、舟形芸能ショーではないわけでありますので、やはり鮎に対して特化した、何で店舗が減っていったのかも含めて、利益が上がらないからしないだけの話だと私は思いますよ。利益の上がないものに民間の方が手を挙げるわけがないわけでありますので、その辺は根本的に町としてもこれからそれに対する対策を講じていかなければならないと私は思いますので、よろしくお願いします。

まちづくり課長 今後、実行委員会等開催をする予定でもございますので、そういったところでも今後のあり方というふうなものをご意見を賜っていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第7款商工費の質疑について終結いたします。

第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。

2番 116ページ、117ページ、成果表は64ページ、道路維持事業についてお聞きしたいと思えます。一般質問の中で、1番議員からも、上長沢のほうで白線を引いてもらって、大変町民か

ら好評だったという話を伺ってございましたけれども、大平地区、町内からも多分要請という
か、外側線、センターラインを含めて要請があったと思うのですけれども、これはあったの
でしょうか。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、大平地区の外側線につきましては、29年度は
執行しておりません。今年度につきましても、当地区については今のところやっておりませ
ん。以上でございます。

2番 要望も含めてまだないという理解でよろしいのかと思いますけれども、やはり地区住民か
らお話を伺っております。あそこはあれだけ道路が広いわけでありましたが、いかんせん、何
もほとんどないと、95%ぐらい線が見えませんが、やはり子供たちも自転車とかであそこを歩
くわけですので、交通安全の観点からもぜひしてもらえないのかなというお話を伺いました
ので、その辺、今後やっていただけるのかも含めてお聞きします。

地域整備課長 大平地区の外側線ではありますが、ご存じのとおり2車線でありまして、広い道路
でございます。ただ、当地区からは要望はなかったのですが、町内会長さんともご連絡をと
りまして、どのようなところが危険なのかも含め現地踏査しまして、危ないところは今後対
策していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

6番 118ページ、119ページ、河川費です。8の2の1です。下の河川公園管理事業でございま
すが、当初予算で急傾斜地の崩壊対策ということで200万円ほど予算計上してございますが、
決算に計上してございませんが、これは工事そのものをする必要がなかったということの理
解なんでしょうか。

地域整備課長 ただいまの急傾斜地の事業でございますが、ご存じのとおり、この事業についま
しては県が事業主体でございます。町としましても、急傾斜地のさまざまな対策事業につい
ては要望しております。しかしながら、平成29年度につきましては実績がなかったもので
から、負担金の執行もございませんでした。以上でございます。

6番 県の事業はわかるのですが、河川費というその大くくりの中で県の事業費だということで、
この河川公園とはまた別物だということなんでしょうか。

地域整備課長 はい、おっしゃるとおりです。別物でございます。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、118ページ、同じページの、119ページ、きれいな川で住みよいふるさと運動に
ついて質問いたします。昨年あるいはもう一昨年ぐらい前から、河川の流れが変わり、町内
会に提示してある、その場所を変えてもらえないかという意見がございます。また、6月25
日の最初の河川清掃なのですが、やはり草が生い茂ってからの河川清掃では意味がないの
ではないかという意見もあり、それは議会でも1回か2回質問させていただいたことがありま

す。ということで、山形市のほうなんかの話を聞くと、もうちょっと早い時期に河川清掃をしていたりします。

そこで、河川の流れが変わって、その場所を変えてもらいたいという意見も前に言っておた、そして期間も見直してほしいという意見をしておたわけですが、そこら辺のところをどういうふうに話をされているのか、質問いたします。

地域整備課長 川掃除でございますが、毎年6月の最終日曜日が第1回目で、第2回目としまして9月の最終日曜日の早朝に、町民皆さんからご協力を得て川掃除を実施しております。そんな中で今のご質問の、第1回目についてはもうちょっと早い時期に開催できないかということだと思いますが、例年のとおり7月1日が鮎の解禁でございます。それに合わせて町のほうでは以前から6月の末の日曜日に実施しているわけなのですが、やはりおっしゃるとおり、かなり河川も川の流れがここ数年の洪水等で変わっております。そんな中でやはり危険な状況のところもあるのではないかなと感じております。今年度は間もなく9月の第2回目の川掃除になるわけなのですが、まずは来年度以降のことを申しますと、そこら辺も含めまして開催時期も上司と相談しながら、1回でいいのか、2回の開催も含めて、いろいろ検討してまいりたいと思います。

なお、今年度の9月の掃除については今ちょっと、やはり2回も大雨が降りまして、いろいろと場所的に問題があるところがあるということを知っておりますので、早急に、9月に入りましたけれども、ちょっと今検討している最中でございます。以上でございます。

7番 これは町と県の共同事業だったというふうに思います。それで、やはり一度、町内会さんに聞いてみればいいんじゃないかなと思います。どこがいいのかとか、いつごろが適当なのかという、やはりそういう調査をしながら事業をしていかないと、毎年この惰性でこういった事業をやったとしても、実際の声は、ごみを拾っても拾うところがないし、草いっぱいだよという声が聞こえてきます。1つ、2つの町内会ではなくて。やはり見直しをする時期に来ているかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺のところをしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

地域整備課長 いろいろと考えながら多方面において検討してまいりたいと思います。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時42分 再開

委員長 会議を再開します。

第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、9款消防費の審査に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第9款消防費についての質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。

7番 それでは、126ページの10-1-2の、127ページの下から3番目、最上広域市町村圏事務組合教育費分担金311万4,000円、この、もちろん私、広域の議員もしておりますけれども、これにお金を出すことによって、教育振興がこの最上市町村、何ていうのですか、広域から、どのような教育を受けているのか、受けられる特典があるのか、そこら辺のところを質問いたします。

教育長 最上広域の教育関係でございますが、最上広域のほうの教育センターは、いろいろな変遷をたどってまいりましたが、現在は理科関係、理数関係の教育関係に特化しております。そのため、例えば理数の、特に理科関係の実験講座であるとか、それからプラネタリウムであるとか、視聴覚の貸し出し、実験の研修、そういったことを域内、区内の、地区内の学校の先生方に提供しております。そういうふうなことで、現在、理数のほうで先生方にやっている点が1点、研修等で提供していることが1点。

それから、直接子供たちに理数、特に理科系のそういったサイエンスに対しての興味・関心を高めるために、直接さまざまな事業を行っております。1つは、例えばおもしろ科学講座というふうなことで、年間かなりの回数、土曜日か日曜日ですけれども、そういったところを呼んで、発明クラブ等の開催をしております、それを県のほうに出展したりして、そのサイエンスの芽を育むというふうなこととか、それからプラネタリウム講座というふうなことで、親子を呼んでプラネタリウムを展開するというふうなことで、直接しているものもございませぬ。

それから、もう一つ、3つ目が、各学校に出向いて講座をしているのがあります。これは本町でも何回か議員の皆様より質問を受けまして紹介しておりますが、例えば学校の中ではおもしろ体験講座というふうなことで、体育館の中で全校生徒によく、イメージとしてはでんじろうさんの空気砲とか、そういったことを安い教材で提供したりして、さまざまな実験をしております。

もう一つは、私どもとしては、春休み来ていただいて、そういった講座を開いたり、子供たちが春休み出向いてプラネタリウムを見たりというふうなことで、私どももその広域の恩恵を授かっているということでございます。以上です。

7番 2つの事業が大きく分けるとあると思います。1つは、学校に呼んで、講師を学校に呼んでやる事業、そしてもう一つは、広域の山屋にある旧小学校、あれは違う。（「昭和」の声あり）昭和にある小学校の中にあるプラネタリウム等に連れていったり、実験センターがあったりしますから、そこら辺でできる教育と、大きく分けて2つあると思うのですが、1つ、この派遣は今大分聞きました。

しかし、その昭和の小学校の旧跡地を使っての利用が、この成果報告書の93ページにちょこっと書いてあるのですけれども、プラネタリウム科学教室ということで、成果報告書に、93ページです、20名の参加というふうに書いてあるのです。それで、私もあそこの施設を見させていただきましたけれども、非常にいい施設になっております。それをやはりもっと利活用していくべきなのではないかなと。逆に300万円払って、この先生が来るということ以外のことに関して、つまり昭和のその旧小学校を使うことは、この8市町村の小学校・中学校がどれだけ利用しているのだろうかという疑問を持ちました。

そこで、見た結果が、参加人数20名ということですから、非常に少ないのではないかなというふうに思っております。この昭和の旧小学校跡地につくったプラネタリウム、あるいは科学教室、ここら辺のやはり利用促進というのを教育委員会としては考えるべきではないかなというふうに思うのですが、そこら辺のところをどういうふうにお考えでしょうか。

教育長 この成果表のタイトルを見ていただくとわかるように、春休みの少年少女おもしろ体験教室というふうなことで、社会教育のほうでやっているのです。それで、学校教育では必ず行く学年があります。プラネタリウム。それは理科の教材に入ってくる学年が行って勉強してくるのです。ですので、私どもとしては、可能な限りというふうにはなるのですが、学校のほうでは、ある程度授業に合わせて行って、効率よくやってくるというふうなことで、必ず学年で勉強しますので、ある程度の回数制限は、制限といいますか、ある程度決めた形で計画的にやっております。

それから、春休み中でないとなかなか社会教育ではできません。春休みじゃない、長期休業中じゃないとですね。そういうふうなことで、ことしの夏も、実は学童保育でかなりの、ほとんどの数の子供たちを連れていつてきたところでございます。そういうふうにして、子供たちのほうには必ず行く学年と、何回かこの、春、夏、秋、冬の星座がありますので、私どもとしては、この社会教育のほうでできる限り長期休みのときに連れていつて見せたいなというふうなことで、ことしは夏休みにも開講したというふうなところでございます。以上です。

7番 わかりました。じゃあこの成果表には載っていない活動をきちんとやっているということの答弁だったというふうに思います。では、そのようにしていただきたいのですが、もう一つの、3回目の質問として、もう一つのその学校への派遣、教師について、この年度だと思うのですけれども、余り先生がよく機能しなかったという話も聞いております。そこら辺のところをきちんと改善できているのか、質問いたします。

教育長 そのとおりでございます。1人、皆様のご同意を得て、1人分、算数・数学担当の指導主事、これは学校に来る指導主事ですが、入れていただきました。ところが、病気になりました。赴任して6月ころに、ちょっとかなりの重症の病気になったのです。そのために、約、その後、その年度、去年ですね、ほとんど活動できなかったというふうなことでございまして、これは私どもとしては、ちょっと突発的なことでございましたので、大変申しわけなかったのですが、昨年度はそういった形になった次第でございます。今年度は元気になりまして、通常どおり業務に復帰して、学校等を回っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 ここで、審査の途中ではありますが、3時10分まで休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時12分 再開

委員長 再開します。

質疑ございませんか。

3番 128ページ、129ページ、日本一の給食・食育推進事業でございます。成果表の76ページにありますけれども、29年4月から9月まではつや姫を提供したと。そして29年の10月から30年の3月までははえぬきを提供しているようでございますけれども、現在は何を提供しているのでしょうか。

教育課長 今年度に関してははえぬきを提供しております。

3番 このはえぬきを使った理由が、舟形町では作付が一番多いからというふうな理由になっているようですけれども、はえぬきが一番多いというのは、今今始まったわけではないと思います。それで、最初、29年4月からつや姫を使ったわけですが、つや姫を使いたいきさつをお伺いいたします。

教育課長 本来であれば、はえぬきを提供する予定であったのですが、事務局段階では、うちのほうで日本一の給食・食育推進事業、始まりまして、はえぬきもあるのですが、つや姫も新しい品種、舟形でもやっているということで、舟形のつや姫を提供してはどうかということ、事務局で実際考えて、ちょっと半年ぐらいやってみようかということ提供して、変えております。

3番 日本一の食育事業でございます。つや姫については、ピンバッジもつくり、そしてまた知事みずからがモンペ姿で稲刈りをしていると。ここまでやってPRをしているわけです。やはり事業名に合うように、米が全てじゃないとは思いますが、つや姫を使ったほうがいいんじゃないかなと考えますが、その辺の考えをお伺いします。

教育課長 昨年もつや姫、あと舟形町のはえぬきの提供について、その実験を試みたり、やったのですが、やはりつや姫とはえぬきの銘柄の格差が非常に大きいということもありまして、今年度、またはえぬきにちょっと戻してみようかということで、当初からはえぬきに変えているところです。

委員長 ほかにございませんか。

7番 それでは、128、129ページ、これは11-2-2の真ん中より上のほうに、新庄東高等学校体育館建設費市町村負担金67万8,000円という負担金を出しておりますが、今年度の予算書案にも載っております。これは、私、東高、私立高校だったというふうに思っておりますけれども、どういった経緯でこの体育館の屋根の建設費の負担金を出すことになったのか、質問いたします。

町長 ご指摘のとおり、新庄東高等学校は私立の学校でございますけれども、その運営につきましては、スクールバスの運営費補助でありましたり、最上広域としてその運営を支援している経過がございます。その中で、体育館の老朽化に伴いまして、最上広域市町村圏事務組合のほうに体育館の建設費に対する補助というものが、28年度の段階であったというふうに思います、それを29年度の建設時に合わせて、その補助をする負担金を出したというふうなことでございまして、町単独ではなくて、最上広域市町村圏事務組合のほうの決定事項というふうなことで支出をしているというところでございます。

7番 私も広域議会議員なのですが、ちょっと見落としていたかと思えます、この予算案に対しては。ここは、私立だというところが1つポイントでありまして、そういった私立の学校に対して、広域市町村事務組合にしても、各市町村にしても、そういった私立の高校にもこういった補助金を出すという方針のもとに、理事の中で話し合いがなされているのでしょうか。それとも、県が出すから、県はある一定の補助金を私立高校にも出しているはずなんです。しかし、それに合わせて出すと決めたものなのか、そこら辺のところをもう少し詳しくききさつについて質問させていただきます。

町長 やはり私立の高等学校というふうなことであっても、最上管内のお子さん方が通っているというふうなことの中で、従来より、きのうきょう始まった支援ではないのですが、前から支援をしているというふうなことではございますし、県の私立の高等学校への支援というのも、山形県下の市町村の中でもやっているような現状もあるかというふうに思いますので、その支援をしてきてすぐというふうなことではないのかもしれませんが、最上広域としましては、

少なからずそこに通学している最上の子供たちのためにというふうなことで支援をする方向で考えているものだというふうに私は理解をしております。

7番 大体わかりました。そこで、去年の決算書にはなく、29年度の決算書に出てきまして、30年度の予算にも出て、60万何がしの予算を計上しておりました。ということで、何年計画ぐらいで出す計画でいるのかなというところで質問いたします。

教育長 どのぐらいの負担額なのか、それからどれぐらいの年次にわたってというふうなことなのかは、ちょっと詳細には記憶しておりませんが、少なくとも広域の理事会にかかって、その負担割合に応じて負担年数を負担しているものだというふうに思っております。

委員長 7番委員にお伝えしておきます。今の質問3回許しましたけれども、一応広域議員であるので、後で29年度の予算でも見て確認しておいてください。

ほかにございませんか。

9番 131ページの中段のスクールバス管理事業についてお伺いします。運転手雇い上げ賃金とあります。また、そのずっと下にスクールバス運転委託料とありますけれども、この違いはどうなっているのか、お伺いします。

教育課長 今の質問にお答えいたします。

上にある運転手の雇い上げ賃金ですけれども、これにつきましては、クラブ活動、普通の通学にかかわらない校外学習の雇い上げ賃金であります。下のほうのスクールバスの運転手委託料ですけれども、これについては9名分に対する年間の委託料であります。以上です。

9番 同じ学校教育の中での児童生徒の送迎、送り迎えということに関すれば、スクールバスの運転手の委託金でもくるめて精算してもいいのかなと感じますが、その辺の見解、お伺いします。

教育課長 スクールバスの運転手の委託料については年間契約でありまして、運転手の雇い上げ賃金の上のほうですけれども、これについては、クラブ活動、運転手が9名いるのですけれども、日曜日出られない運転手とかもいます。あと、夜間、校外学習、日中学校で行くときもちょっと都合が悪いという運転手もいます。だから、年間、一人一人の回数が全く違うものですから、同一の委託料と別にして賃金をとっております。

9番 運転手の時間外手当、運転手当ということで理解していいのか。それから、これはクラブ活動となれば、父兄の負担があるのかどうか、その辺お伺いします。

教育課長 これにつきましては、上のほうの賃金につきましては、時間外の考えで運行していただいています。そして、クラブ活動の送迎については、父兄の負担は一切ございません。

委員長 ほかにございませんか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。

2番 150ページ、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業についてお聞きいたします。3年前かな、堀内のやつなわけですけれども、せっかく完成したにもかかわらず、またことし同じような災害が起きたことは大変痛ましいと、災害だと思いますけれども、若干こことは話が離れますけれども、今年度8月5日、6日の豪雨によって、全町的に被害が及んだわけではあります、私が前から質問している寺下地区の、今回私も夜中と朝と、何回も現地に行つて、現場を見てまいりました。

その中で、やはりしゅんせつ効果があったのか、あの大雨にもかかわらず、全ての水を下流に飲んでいったのも事実です。今現在、やはりあそこに堤防どうのこうのという次元じゃなく、中間に三光堰を通じて皆夫婦川に水が集まるような構造になっているわけです。余水吐というやつで。野田か、あっちのほうに1カ所あるだけで、あと全てのものが夫婦川に集まるような構造になっているのも事実です。

それを何とか軽減しない限り、この水害はなくなるのではないかなと私も感じましたので、課長からもお聞きしていますけれども、県のほうで二、三、案を絞ってこれから対策に対して考えがあるということだったので、余水吐というか、途中で一の関のあたりで小国川に直接抜くような工事も考えていけないのかなと県のほうに要望していただけないのかということとで質問させていただきます。

委員長 暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時29分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 寺下の件でよろしかったでしょうか。寺下についてはご存じのとおり、今回も洪水となりまして、床下浸水の被害が出ている家屋がございます。それで、まずは寺下の対策工法であります、県のほうでもいろいろと1案、2案、3案と、今いろいろ検討している模様でございます。そんな中でどれが一番ベストかということがまだちょっとはっきりしていない状況であります、なかなかそういう調査も進んでいない中で、このような形で2回も大雨が来てしまったということもございますので、引き続き対策工法の検討も含めて事業を進捗するように、町のほうからは強くあわせて要望していきたいと思っております。

あと、先ほどちょっと言われました大堰の余水吐の管理については、町じゃなくて土地改良区のほうとなっておりますので、町のほうからは大堰がいっぱいになっているよということ

で、そういう有事の際にはご連絡しております。そのような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第11災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、12款公債費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費についての質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 第13款予備費を審査します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費についての質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計審査を終結いたします。

本日はここまでといたします。

明日は午前10時より開会します。

これにて、散会といたします。ご苦勞さまでした。

午後3時35分 散会

平成 30 年 9 月 11 日 (火曜日)

決算審査特別委員会会議録

(第 3 日目)

平成30年決算審査特別委員会第3日目

平成30年9月11日(火)

出席委員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 歙 太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	総務課長補佐	沼澤 一 征
副町長 庄 司 雅 人	総務課長補佐	佐藤 仁
会計管理者 相 馬 昇	まちづくり課長補佐	曾根田 健
総務課長 伊藤 幸 一	まちづくり課係長	沼澤 友 幸
まちづくり課長 小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	大場 正 江
健康福祉課長 叶内 範 夫	住民税務課長補佐	大場 君 博
住民税務課長 須 貝 孝 子	健康福祉課長補佐	沼澤 伸 一
農業振興課長 伊藤 誠 宏	健康福祉課長補佐	高橋 真 澄
地域整備課長 伊藤 武 美	健康福祉課長補佐	森 祐 子
危機管理室長 伊藤 茂 樹	健康福祉課主査	東村 貴 恵
総務課財政係長 八 歙 幸 仁	農業振興課長補佐	斎藤 雅 博
教 育 長 齊 藤 涉	地域整備課長補佐	伊藤 秀 樹
教 育 課 長 八 歙 照 光	地域整備課長補佐	伊藤 英 一
農業委員会事務局長 伊藤 誠 宏	地域整備課長補佐	相馬 広 志
代表監査委員 渡 邊 敬 子	教育課長補佐	鍛冶 紀 邦
監査事務局長 齊 藤 洋 一	教育課長補佐	沼澤 豊 通
選挙管理委員会書記長 伊藤 幸 一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第3号 平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第4号 平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
 - 認定第5号 平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について
 - 認定第6号 平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 財産に関する調書の審査

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員10名です。定足数に達しております。

ただいまから、4日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第2号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計の審査を行います。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、182ページ、183ページになりますけれども、歳出合計の不用額2,783万4,000円について質問いたします。

去年と同じ質問になりますけれども、去年の決算では4,241万円ほどあって、多過ぎるという話をしました。努力していただいた結果、2,780万円ほどまで精査していただいたわけですが、この中でも、今回の決算書の中でも特に多いのが予備費の500万円と173ページの保険給付費、これ2,000万円ほどありますけれども、去年は3,250万ということで、ここら辺が多い理由になっています。この保険給付費とか、まず保険給付費、これを当初の段階でなぜ予想がつかないのか、つまりこれほどまでに不用額を出す結果になるというもとで予算書をつくってしまうことになるのか、その辺のところについて質問いたします。

健康福祉課長 不用額に対する質問だと思いますけれども、確かに給付費については2,082万9,000円ほど出てございます。ただ、全体の給付費総額としましては、4億1,177万2,517円ということで、相当な金額になっております。パーセントに示しますと0.3%ということで、1カ月の一般被保険者の給付額が約2,500万ということで、1カ月分の一般被保険者分に満たないということで、そこまで精度を求めるといことは実質上不可能ということで、ある程度の不用額はお許しをいただきたいと思います。以上です。

7番 なるほどという回答だったと思います。先ほどちょっと言いましたけれども、予備費500万円もちょっと多額になっているのではないかとちらっと言いましたけれども、私、決算書24年のものからずっと、平成24年のものから持っております。今回1万4,000円ほど使用したようではありますが、この5年間に於いて平成二十五、六年ごろに280万円前後の支出があるのみで、ほとんど使われていない予備費をほとんど年度で不用額にしておるわけです。この辺のところを考えますと、舟形町の予備費のとり方が伝統的に多過ぎるのではないかなと思うわけですので、この辺の予備費の500万円を毎年上げて、しかもほとんど使わないという決算

になる、この理由についてとっている理由でもいいですけども、その辺のところの説明をお願いします。

健康福祉課長 この予備費につきましては、一般会計もそうなんですが、不測の事態への備えという形でとってございます。500万円という形でとっておりまして、今年度も1万4,000円しか使っていないわけですけども、この金額が多いか少ないかというところになるんですが、31年度の予算編成に向けて少し勉強したいと思います。以上です。

7番 五千数百万の基金への積立金でございます。国保給付金もこの決算書の最終ページ、286ページに12億円ほどあるという基金残高が載っておりますので、決して予備費を多くとる必要もないですし、やはり不用額が多いというのはどうしてもいらぬよと戻してしまうお金が多いというのは余りよく見えませんので、やはり先ほど課長答弁あったように、もう少し不用額を減らす努力をさらに来年度は進めていただきたいなということで、答弁をお願いします。

健康福祉課長 なるべく不用額を減らすように検討してまいります。

6番 歳入です。162ページ、163ページです。1の1の2です。特に2ですが、退職被保険者国民健康保険税です。右のほうに表ございますが、特に下の4、5、6、滞納繰越分の収納率ですが、昨年度実績から見るとかなり好転しています。何か得策といいますか、好転した要因をお伺いします。

住民税務課長 ただいまの質問にお答えします。

平成29年度国保におきましては、特に滞納繰越分について努力いたしました。上の一般も退職分もそうなんですけれども、滞納繰越分については収納率がアップしてございます。その理由といたしましては、やっぱり納税相談をかなり回数実施したということで、あとは分納による納付を奨励したということで、途切れのない滞納者と納税相談をしたということが第一だったと思います。職員の努力ということでよろしくお願ひいたします。

6番 職員の方の努力は認めたいと思います。代表監査委員の監査意見にもございますが、そういうことであればここで好転しているという現象が出ているわけですから、ほかの町税に対しても何らかのもっと手だて、てこ入れがあればもっと収納率も上がるのではないかなと思うところがございますが、特にここが減少しているということがございますので、逆にその上の一般被保険者、これは昨年度から比べれば若干増加、収納率が低下してございます。このあたりの先ほどの課長の答弁ですと、滞納繰越下の退職者被保険者のほうに力を入れたということがございますが、これは特に何でこちらだけ力を入れ……、何といいますか、政策としてこちらのほうに力を入れて上の欄のほうに入れなかったのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

住民税務課長 現年度分、一般分の現年度分で理由といたしましては、1人なんですけれども、

率がちょっと伸びなかった理由といたしまして、1人、平成23年度分までさかのぼって修正申告になった方、大口滞納が出まして、その分の方のためにちょっと率が下がったような状態になっております。

6番 そうしますと、今の課長の答弁ですと、上の一般被保険者国民保険税の滞納繰越分、医療分、介護分、後期高齢者分、この分について、今その問題のある方がお一人おって収納率が上がらないということなんでしょうか。

住民税務課長 1人につきましては、現年度分だけちょっと滞納額が100万ほどになったということで、よろしく願います。（「訂正、さっきの発言で訂正したいことあるんです」の声あり）

7番 先ほど私国民健康保険給付金の基金残高を12億円あるというふうの間違って申し上げました。ここに記載されているのは、1億2,600万円でありまして、先ほど12億円と私間違っって発言したところの削除をお願いしたいと思います。

委員長 お諮りいたします。7番議員より今、削除の発言がありましたけれども、いかがいたしますか。ご異議ございませんか。（「訂正でなかった」の声あり）

7番 削除だと発言が削除されてしまうようですので、12億円と発言したところを1億2,600万円と訂正していただくようお願いしたいと思います。

委員長 7番委員より今、発言の訂正がありましたけれども、お諮りいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成29年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番 212ページ、3ページの1の1の1一般管理費、右のほうの備考の2番目です。介護保険一般管理事業でございます。成果表を見ますと、この中でこの事業を通して第7期の計画事業策定ということで載っております。成果表を見ますと167万400円がこの策定事業に使われておるようでございますが、この213ページの内訳を見ますと、下から2番目委託料で編集業務委託料149万400円、あと差額が18万ほどですので、多分上の各種委員報酬がここに加わるんじゃないかなと想定するわけでございますが、この第7期の計画表を策定する上でこの委員報酬というのが、委員の方々を募って策定に携わったのか、ここに各種委員とございますが、この策定だけに委員の方が携わっているのか、そのあたりをお伺いします。

健康福祉課長 お答えします。

6番委員さんのご指摘のとおり、167万400円の内訳としましては、決算書の149万400円と各種委員報酬の18万でございます。この各種委員報酬の18万につきましては、介護保険事業計画を策定する上で11名の策定委員を委嘱いたしました。年間3回の会議を開きまして、策定したわけですけれども、そのための委員報酬でございます。各種委員となっておりますけれども、介護保険事業計画を策定するための委員でございます。以上です。

6番 済みません。もう一点だけお願いします。

220ページ、221ページ、5の2の2、一番下です。任意事業費がございますが、この中で次のページでございます。介護用品支給扶助費187万5,098円でございますが、この成果表が126ページに詳しく載っております。（2）の②介護用品支給扶助事業というのがございます。187万5,098円、決算書の数字と合っておりますが、その下の内訳でちょっと確認させてください。

対象者でございますが、41名とございます。新規が18名で継続27名と、これは何かダブるとか何か18足す27は45になるかと思うんですが、あと、この187万5,098円の出し方なんです、単純に7,000円掛けるこの人数で1カ月ですから12カ月を掛けてこの数字になるんでしょうか。そのあたりをお伺いします。

委員長 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 再開します。

健康福祉課長 お答えします。

おむつ支給の対象者が41名で、新規18、継続27ということで、合計45になりますが、申しわ

けありません。多分数字の間違いだと思います。正しい数字、後でお持ちしますので、後で正式に回答したいと思います。

あと、端数につきましては、7,000円というのはあくまで上限なので、7,000円きっちり使う人だけではなくて、いろいろの組み合わせで使っていますので、こういう端数が出てまいります。以上です。

6番 この人数は後で訂正するということですか。

今、7,000円が上限だということですが、そうしますと、単純に事業費として算出、積算するのは、人数掛ける使った分の上限7,000円で、それで出てくるわけですか。

健康福祉課長 おむつ、さまざま種類あるんですけども、その実績でもって事業費を出しております。以上です。

6番 そうすると、上限が7,000円で、年間ですので、先ほど私が単純に申し上げた7,000掛ける人数で12ではなくて、上限が7,000円でその使った月数もさまざま変わるので、きちんとした算出根拠といえますか、積算の根拠は出てこないということなんですか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成29年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 次に、水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

7番 読み上げしないページですけども、232ページの当年度純損失として96万9,650円ありますけれども、その内訳は上の2つの三角ということで、この特別損失51万3,178円、この内容について質問いたします。

地域整備課長 ただいまのご質問であります。特別損失の内訳でございますが、平成28年度の賞与の積立金でございます。以上でございます。

7番 平成28年度の賞与の積立金が損失になるという仕組みについて、ちょっともう少し詳しく説明していただかないと、ちょっと賞与がどうして特別損失になるのかの因果関係がちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

地域整備課長 賞与の引当金の内訳でございますが、賞与については平成29年度の6月に支払われるわけなんです。その分の積み立てに関しまして平成28年度から6カ月分という形になります。それでもって、28年度については公会計でまだなかったものですから、今回公会計

に移行した部分の中でこの賞与積立金分については会計上特別損失の扱いになりまして、このような数字となっております。以上でございます。

7番 では、ちょっと私確認しますけれども、以前こういった特別損失というのを聞いたことがなかったのは、会計システムが旧会計だったから、つまり今回出てきたのは企業会計の決算方法に変わったからそれが該当になるという理解でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 今、おっしゃるとおりでございます、公会計に移行しましたので、このような会計になるということでございます。以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

6番 今、説明ございました報告書228ページでございますが、この中で一番下に説明書きございますが、3億5,000万不足をしてございます。その補填として調定額1,600万と前年度の特別会計ですか、引き継ぎ分で1,800万ということで、これでチャラにしてございますが、これはよろしいんですが、当初予定した企業債、これを1,800万ほど使わないでこういう処理をしておるようでございますが、このあたりの判断というのは、企業債の利率等もあるでしょうけれども、そのあたりどのような経過でこの調定額と前年度引き継ぎ額でその3,500万を支払いにしたのか。もしあれだったら、企業債を使えば全部使わなくてもよかったのではないかなと思うところでございますが、そのあたりの判断をした経過とございますか、そのあたりをお伺いします。

総務課財政係長 それでは、財政的観点のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、企業債について1,840万円ほど予算額に対して決算額、借入額のほうが少ないということになっております。支出のほうをごらんいただきたいんですけども、建設改良費ということで1,957万3,528円の不用額ということで出ております。不用額が出たということは、その事業、浄水場の整備事業であります。そちらのほうで予算額に満たない形で終わると、完成したということになります。それについては、国庫補助金ということで収入の第4項補助金が充たっているわけなんですけれども、事業費引く補助金、私どもで言う補助残というふうな表現をさせていただきますけれども、その補助残に100%起債を充当できる制度となっております。ですので、事業費が減りましたために起債額の発行もしなくて済んだというふうに解釈をしております。以上です。

6番 わかりました。事業費が縮小になったので、その企業債といいますか、それは事業するのに100%その企業債を使うということで、そういうルールがあるのでこっちを使わないで繰り越し分で充当したということで、わかりましたけれども、今、ちょっとあつちで相談して、こっちで手を挙げたんですけども、そのあたりの財務的というのはわかりますけれども、事業そのものの中身ですから、向こうが答弁するのが筋ではないかと思うんですけども、そのあたりどういう、だめとは言わないんですけども、どういうふうに整理すればよろしいん

ですか。総務課長。

総務課長 予算関係の起債については、借入れ関係については総務課のほうで所管ですけれども、補助金に関しては原課のほうで対応しているというような状況でございます。

6番 行政の縦割りといいますか、わかりますけれども、この水道会計については現場が向こうなわけですから、一応話をしながら答弁するとか、今後のためにもそういう仕組みをつくっていったほうがいいのではないかなと思いますけれども、内容的にはわかりましたので終わります。

7番 243ページの真ん中の4会計の(1)重要契約の要旨ということで、情報提供してくださっているのは大変ありがたいです。ちょっと引かかるのが、(200万円以上の契約)とあります。200万円以上の契約とあります。この200万円以上の契約については、今後も出すという意味なんでしょうか。それとも自分らが判断して100万円でも300万円でも重要だと判断した案件はこのように出してくれるのか、ちょっとその辺の取り決めのところについて質問いたします。

地域整備課長 ただいまの質問にお答えします。

平成29年度の決算につきましては、建設的事業として沖の原の浄水場等々がございました。それが平成29年度施工した中では重要と考えられまして、特に今回出ささせていただいております。また、29年度についてはまずは200万円という金額を設定しまして、今回提示させていただいております。次年度以降については、特に金額に捉われず重要な事項があれば決算の中で出していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

ここで健康福祉課長より先ほどの6番委員の質疑に答弁があるとのことですので、お受けしてよろしいでしょうか。

健康福祉課長 先ほどの介護保険特別会計事業勘定の質疑の中で、成果報告書に訂正箇所がございますので、説明を申し上げたいと思います。

成果報告書の126ページをごらんください。

126ページの5款3項2目任意事業費の中で、1介護保険任意事業の(2)事業内容の②介護用品支給扶助事業の対象者が41名と記載ございますけれども、正しくは45名でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。以後気をつけます。

平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

9番 200ページの雑入でコンポスト収入4万1,000円とあります。それと成果表の130ページ、「ページ間違っていないですか」の声あり）260ページ、260ページ、雑入でコンポスト収入4万1,000円とあります。また成果表の130ページでは事業管理費の中で、コンポスト施設管理委託業務で221万4,000円となっていますけれども、4万1,000円の収入を得るために管理費がこのように加算しているのはどういうわけなのか。それから、またこれを整理する考えはないのかとか、その辺お伺いします。

地域整備課長 ただいまの質問でございますが、コンポストの収入につきましては、今年度予算8万を置いている中で4万1,000円の収入しかございませんでした。なかなか販売がふえていかないという現状でございます。この辺については今後努力しまして、商品のPRも含めまして販売に力を入れていきたいと思っております。

あとは、コンポストの施設の維持管理業務でございます。

221万4,000円の委託料になっておるわけなんです、これはやっぱりコンポスト施設なので掘内の処理場になりますが、その施設の管理、機械の管理等々の業務の委託をしております。このコンポストの汚泥に関しましては、町内にある集落排水施設処理場から集まってくるものでございます。そんな中で、やっぱり汚泥の処分をしていかないと、汚泥の処分ではないですね、商品化も含めてしていかないといけないんですが、4万1,000円を捻出するために今の現状としましては、このような業務委託料がかかっております。特別会計でもありますし、独立採算を目指すところではありますが、今のところやっぱりこのような決算状況になっておりますので、今後いろいろと努力はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9番 この事業は、リサイクルするということで大変大切な事業でありますけれども、コンポストの生産能力は幾らぐらいあるのか、その辺お伺いします。

地域整備課長 処理能力であります、年間1,648立米を処理することができるんですが、搬入処理量、大体年間1,200前後でございます。堆肥生産量としましては、それを計算しますと4トンちょっとぐらいになります。そのような中で、それぐらい処理はすることはできるんですが、そのような状況になっております。

9番 今、4トンという処理能力あるということだったんですが、コンポストの袋に換算すると何袋になるのか。それとまた販売するのが大変だという話あったんだけど、その結構、当初コンポストを販売したときはいろんな形で皆コンポスト欲しいという方が大変いて、なかなか順番待ちでなかなか現物が入ってこないという時代もあったわけですね。その辺の考えであれば、今のコンポストの生産能力と農家なり、家庭菜園なり、いろんな作物にコンポ

ストは大変いい肥料だということで実績もありますので、その辺を強力に推し進めながら売り込みをかけたら完売できると思うのですけれども、その辺の考え。

委員長 暫時休憩します。

審議の途中ではありますけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長 先ほどご質問ございましたコンポストのまずは生産数量でございます。年間400袋の製造となっております。1袋当たり10キロ入りでございます。

それで、引き続きコンポスト施設の維持管理委託料についてご回答いたしますが、さきの質問の中で一部誤りがございました。ここで訂正してご回答したいのですが、よろしいでしょうか。よろしいですか。はい。

それでは、先ほどの回答を若干訂正させていただきたいと思えます。

町の処理施設、先ほども言いましたが、5施設ございます。その施設から発生する汚泥等につきましては、全て堀内処理場でコンポスト化をしております。施設の維持管理委託料につきましては、これは全てをコンポスト化するためには必要な経費でございます。これがなくなりまして、例えばコンポスト化しないで処分場に搬出し処分しますと、処理量がかなりかさみます。試算によりますと、今の経費の倍以上ぐらいかかるものと思えます。よって、この方式については、今後町のほうでも継続しましてコンポスト化をしていきたいと思っております。なお、コンポストの販売につきましても引き続き努力して販売してまいりたいと思えますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

9番 詳しい内容の説明ありましたけれども、大体おおむね納得はいたしましたけれども、年間400袋、生産能力目いっぱい400袋、すると単価的に221万4,000円なりの管理業務をそれでプラマイゼロ、要するにはそれ相応の高い単価になりますけれども、そうした場合、お客様が買ってくれるかどうか。その辺を心配することあります。ただ、今の値段でいきますと、今幾らでも買いたい、購入したいという声が町民の中で数多く聞かれます。その関係上、もっと目いっぱい生産能力目いっぱい努力いたしまして今までどおり安価で供給していただくのを企業努力なり生産工程の見直しをしながらやっていただけたらよいのかなと思っております。その辺のご回答お願ひします。

地域整備課長 今、9番委員おっしゃるとおり、販売、生産につきましても引き続き努力検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、274ページの1の1の1、275ページ使用滞納繰越分28万9,930円についてお伺いします。

農集排もそうですけれども、不納欠損は出ていないということですのでけれども、この徴収方法が水道料金と合わせて下水料金をいただいているというふうに思います。その中で使用の滞納分というのが出てきていると思うんですけれども、不納欠損が出ていないということは、幾らかでももらったお金をこの不納欠損にならないように、つまり案分して水道料金の中に含まれている農集排にしろ、公共下水にしろ、その分を案分して振り分けているというふうに想像するわけですのでけれども、実際のところは水道料金としてもらっているやつは、ここは下水道ですので、下水道料金だけをもらうということではないと思うんです。どういうふうな案分方法でこの下水道料金の滞納繰越というんですか、未済分を処理しているのか。その辺のところを質問いたします。

地域整備課長 水道使用料の滞納分の処理でございますが、先ほど言われたとおり、水道料金と合わせて下水道料金はいただいております。そんな中で、滞納分に関してはその使用料の中に水道使用料と下水道使用料に分かれておりますので、下水道使用料がある場合は、その案分しながら料金を納めていただくような形になります。そのような処理で水道も下水も料金計算的にはシステムが違いますが、そのような形をとらせていただいております。

7番 そうですね。案分して振り分けているんだろうなと想像していました。それは今そうだといいこと明らかになったわけですのでけれども、その案分の仕方がパーセンテージによるものなのか、担当者のまさに案分なのか、そこを知りたいわけです。その点、どういうふうになっているのか質問いたします。

地域整備課長 その使用料の内訳についてですが、もとの例えば金額がございまして。それをおのおの案分するわけなんですけど、例えば水道料金が4,000円であったり、下水道料金が2,000円であったり、そういうもとの金額がわかるわけです。それをもとにそれぞれ振り分けて案分しております。以上でございます。

委員長 暫時休憩します。

午後1時14分 休憩

午後1時16分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 その分納の割合、比率についてなんですが、詳細にわたりまして担当補佐のほうから詳しくご説明いたしますので、よろしくをお願いします。

地域整備課長補佐 使用料につきましては、毎月未納分をきちんと納めるものについてはそのとおり使用料分を納めていただいているんですけども、例えば分割払いで月々3,000円とか、2,000円ずつ分けて納めるという場合につきましては、そのもとの使用料、水道使用料と下水道使用料の比率に応じてその3,000円とか2,000円を案分しているところがございます。例えばもとの水道料が4,000円、下水道が2,000円で1カ月6,000円でも納めてもらうのは3,000円だとすれば水道料3分の2、下水道料3分の1という形で案分して納めていただいているところがございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 続きまして、財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

お諮りします。

一般会計外6特別会計の歳入歳出決算について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、平成29年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成29年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成29年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成29年度舟形町水道事業会計決算、平成29年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りをいたします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思ひます。ご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計の外6特別会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたしました。

4日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心よりお礼を申し上げます。

これをもちまして、平成29年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後1時35分 閉会